

NHK改革
デジタル時代の公共放送論
～PART I～

高島秀之

REFORM THE NHK, DON'T KILL IT
An Analysis of The Share of Public Broadcasting Corporation
in Digital Age
～PART I～

Hideyuki Takashima

By the reason of Increasing Nonpayment against the Subscription Fee caused by disgraceful matters, The Japan Broadcasting Corporation (NHK) faces an acute CRISIS. Trends in Assimilation between Broadcast and Communication, rapid progress of Broadband transmission and movement of Multi-Channel threaten the basis of Public Broadcasting Corporations in the world.

In June 2006, A Report was filed from “the Meeting discuss about what Communication & Broadcast should be in Digital Age”, abbreviate private “TAKENAKA MEETING” (TAKENAKA was the former minister of Ministry of Posts and Telecommunications). This Report designated that the year 2011 would be Perfect Digital Year by disusing Broadcasting Analogue Waves and whole Media would be integrated digital by using Optical Fiber. “TAKENAKA MEETING” appointed to review, reconstruct and reorganize the Communication Infrastructure in Japan, specifically refer to NHK and NTT.

In July, “Government Committee to urge Deregulation & Introduction of Private Sector Vitality” submitted the mutual draft of a report on NHK. It went with almost same stream as TAKANAKA MEETING.

In April 2007, the law of broadcast was revised partially at the Diet, the obligatory for Subscription Fee was passed up. But the law was continued the deliberations of Diet.

This Report is to make an analysis of “the share of the Public Broadcasting Corporation should be in Digital Age”, comparison with various organizations.

PART I deal with 2005~2007.4

PART II deal with 2007.5~

あらまし

最初にNHK改革に関するスタンスを明らかにしておく、英文のサブタイトル「Reform the NHK, Don't kill It」の方が直截にその意図を表している。

筆者は大学を出てNHKに入局し、ディレクター・プロデューサーとして三十四年間務め、その後大学へ転じてからもウィークリーにラジオ番組のキャスターを経験し、公共放送にドブプリと漬かった者である。偏った立場であり、NHK改革を論ずる資格がないと云われればそれまでであるが、長年務めたことによって見えて来ることもある。昨今のNHK改革論議や閣議決定された放送法改正案を見るにつけ、これによいのかという疑念を持たざるを得ないのである。

二〇一一年の放送完全デジタル化、ネットワークのブロードバンド化の前に、通信と放送の融合についての議論が交され、日本放送協会（以下NHK）の在り方が問われた。政府は二〇〇七年四月六日に放送法改正案を閣議決定したが、一六六通常国会（二〇〇七年春）では継続審議となった。

NHK改革については、「通信と放送の在り方に関する懇談会」、「規制緩和・民間解放推進会議」、「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」など政府や総務省の委員会によって、受信料支払い義務化や有料放送化、保有チャンネル数の削減、芸能・スポーツ制作部門の分離・子会社化、国際放送の強化、アーカイブの有料公開などが問題となり、衆参両院の総務委員会では、NHK予算審議の折にその在りようが問われて来た。しかし、放送法改正案は結局継続審議となり、改めてNHK改革が検討されようとしている。

公共放送を設営するのかしないのか、あるいはそれをどう改革するのかは国民の意思であり、国家としての決断である。理想の公共放送像と現在のNHKの在りようが異なると批判するだけではなく、法や制度のどこに問題があり、NHKをどう改革するのか、今一度国民的な議論を尽すべきであろう。

総務省が設定したアナログ停波の日限は二〇一一年七月二十四日であるが、NHK改革は国家百年の計である。NHKは八〇年を越す歳月の積み重ねの上にある国民共有の文化であり、財産である。デジタル時代にNHKをどうするのか？ 失うは安く、取り戻すのは容易ではない。

PART Iは一連の不祥事から会長と全理事の辞任に追い込まれた二〇〇五年一月から二〇〇七年春の第一六六回通常国会における放送法改正が継続審議となるまでの二年間を、PART IIはそれ以降の動きを検証した。章立は次の通りである。

PART I

第一章 NHK改革へ向けて（二〇〇五年一月～二〇〇七年四月）

第二章 改革に対する批判・反論

第三章 放送の公共性と公共放送

第四章 政府による介入

国際放送への命令変更と編集権を巡る裁判

第五章 外部調達の拡大

第六章 BBCとNHK

PART II

第七章 デジタル化の中の放送（NAB2007から）

第八章 NHKの財政と受信料支払い義務化を巡って

第九章 NHKと政治

第十章 改革への提言

第一章 NHK改革へ向けて（二〇〇五年一月～二〇〇七年四月）

二〇〇五年の放送界は激動の年であった。一連の不祥事とそれに対する不適切な対応がNHK不信を招いて受信料不払いが増加し、海老沢会長以下全理事が辞任するなど、公共放送の存立基盤が問われた。民放ではニッポン放送株をめぐるライブドアの買収騒動、楽天によるTBSへの経営統合提案など、ネット産業によるM&Aの動きが、民放の経営基盤を脅かした。また、ブロードバンド化、デジタル化による伝送路の多様化が、放送と通信の融合の論議を呼び、長年続いたNHKと民放という放送界の二元体制が問い直されている。

こうしたなか、行政レベルの懇談会や審議会による公共放送NHKの改革に関する提言が相次いだ。その主な動きを整理すると、

○六年六月 竹中総務大臣の私的懇談会「通信と放送の融合に関する懇談会」報告

六月 自民党電気通信調査会「通信・放送産業高度化小委員会」報告

六月 政府・与党合意

七月 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する

基本方針2006」発表

「規制改革・民間解放推進会議」中間答申

八月 総務省「外国人向けの映像による国際放送」の在り方を情報通信審議会に諮問

九月 竹中総務相による工程プログラムの発表

十一月 NHK国際放送に菅総務相命令

NHKが受信料不払いに法的措置

十一月 規制改革・民間解放推進会議の最終答申

十二月 「通信・放送問題タスクフォース」(菅総務相私的懇談会) 発足

○七年一月 東京高裁がNHKに賠償命令

三月 平成十九年度「映像国際放送」へ実施命令拡大

関西テレビ『あるある大事典』捏造問題

「受信料義務化には大幅値下げが必要」との菅総務相発言を受け、総務省とNHKが対立

四月 放送法一部改正が閣議決定されたが、第一六六通常国会では継続審議となった。

となる。以下NHK改革のストリームを紹介し、その論点を明らかにする。

通信・放送の在り方に関する懇談会報告

○六年六月六日、竹中総務大臣の私的懇談会「通信・放送の在り方に関する懇談会(座長・松原聡東洋大教授)から最終報告書が提出された。放送アナログ波が廃止され、光ファイバーによるブロードバンド網で全てのメディアが受信可能となる二〇一一年を通信と放送の融合時代の幕開け、完全デジタル元年と位置づけ、通信・放

送の在り方を技術体系、法体系から抜本的に見直し、再検討する方向を示したものであり、ターゲットとなったのはNHKとNTTで、その業務の見直しを求めたものである。

竹中懇談会はこれからの通信・放送行政に関して、次の三つを指摘した。

- 一、一般利用者の観点から見て、現行の通信・放送の制度が技術革新に対応しておらず、そのメリットを利用者が享受できていない。
- 二、競争力の強化と事業展開の多様化という観点から、国際競争力の強化が不可欠である。
- 三、ソフトパワーの強化という観点からコンテンツ制作力と情報発信力強化が必要である。

この三つの観点から放送事業の自由な事業展開の促進のためには、

- 一、集中排除原則の緩和。
- 二、圧縮帯域技術の進歩により生じる未利用部分の周波数帯の有効活用と一定割合以上はハイビジョンという基準の緩和。
- 三、地上波デジタル放送のIPマルチキャストによる再送信の推進。
- 四、地上波アナログ放送の周波数帯域の有効利用・携帯向け、モバイル向け映像の配信。
- 五、コンテンツの流通環境の改善 公共放送NHKは番組制作の一定以上を子会社以外からの外部調達。以上五つの施策が必要とされた。

特にNHKについては、相次ぐ不祥事に対して、ガバナンスが強化されたと言いが難く、公共放送が持つ非効率性も改善されていない。IP (Internet Protocol) 時代にふさわしい公共放送としてNHK

の持つ経営資源を国民のために有効活用すべきであるとして、

- 一、経営委員会の刷新：実質的には諮問委員会の役割しか果たしていない経営委員会を一部委員の常勤化などで強化、委員のメンバー構成を再検討する必要がある。

- 二、チャンネル数の削減：NHKが保有する現行の八チャンネルは多過ぎる。衛星放送は難視聴対策として一チャンネルで十分であり、一チャンネルを削減。地上波テレビ現行二チャンネルは、地方や高齢者を考えると直ちに削減は困難であるが、FMの音楽番組提供はその役割を終えている。衛星二チャンネルとFMを廃止すれば五チャンネルとなり、NHKのスリム化に貢献する。

- 三、子会社の整理・統合：子会社を含むNHKグループ全体の肥大化が不祥事と非効率を招くので、スリム化が必要である。娯楽やスポーツの部門は公共性が高いとは言えないので、関連会社に分離する。

また、伝送部門を子会社化して未利用周波数帯を有効活用する。さらに、子会社への集中発注体制を改める。

- 四、番組アーカイブのブロードバンド有料提供：これまでストックしていたアーカイブをインターネットに解放し、その有効活用を図る。

- 五、国際放送の強化：テレビとIPによる英語国際放送を早期に開始すること。編集の独自性を確保しつつ、民間放送事業者のノウハウや番組提供が必要であり、新たにNHKの子会社を設立して国際放送を実施する。その財政支援も検討する必要がある。

- 六、受信料制度の改革：受信料徴収コストを削減し、価格を引き

下げ、受信料支払い義務化実施、必要があれば罰則化も検討する。

というものである。この他報告には盛り込まれなかったが、一部委員からは技術研究所の研究活動などをNHK内部のクローズドな研究にすべきではないという意見が出された。

自民党電気通信調査会「通信・放送産業高度化小委員会」報告

片山虎之助参議院幹事長（元総務相）を座長とする自民党電気通信調査会「通信・放送産業高度化小委員会」（以下片山小委員会）は、今後の放送・通信の在り方について竹中懇談会と平行して議論を進めて来たが、六月二日（竹中懇談会より四日早く）に報告書が提出された。

NHKに関する項目のうち、竹中懇談会との違いを列挙すると、一、公共放送が担うべき公共性について。NHKは国民生活を豊かにする信頼できる情報を、全国あまねく、誰にでも何処にでも提供する使命を担っている。このため、災害・緊急報道や教養・教育番組といった特定ジャンルに限らず、良質な娯楽等を含め、民放とは異なる多様で質の高い総合的な放送を行うべきである。

二、チャンネル数の削減は、難視聴解消目的以外の衛星チャンネルとラジオを検討対象としても、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるような検討が必要である。

三、国際放送は在外邦人向けの従来のテレビ国際放送とは別に、外国人向けに新しいチャンネルの創設が必要で、そのような放送は採算性が難しいので国費の投入が必要である。

四、研究開発（放送技術研究所）はこれまででも多くの成果をあげ

ており、今後も国際競争力維持の観点から必要である。

五、子会社の統廃合は行うべきであるが、本体業務を安易に子会社化するのには、ガバナンスの実効性の観点から慎重であるべきである。

六、受信料制度については、現段階で受信料に代わる最善の方法はない。地上波・衛星ともにスクランブル化や広告収入に頼るべきではない。

七、七〇%の収納率は公平負担の原則からみて許されない。NHKの努力には限界があり、義務化が必要。効果が不十分な場合は、将来、強制徴収・罰則導入も検討すべきである。

八、ワンセグ、サーバー型放送については、NHKに先導的な役割が期待される。サービスの財源は受益者負担による有料サービスとする。

九、組織形態については、当面特殊法人の形態を維持する。そのほかガバナンスのあり方については、経営委員会、情報公開、コンプライアンス委員会については竹中懇と大きく異なるところはない。

通信・放送の在り方に関する政府・与党合意

○六年六月十日、総務大臣の私的懇談会の報告書を受けて、通信・放送の在り方に関する政府・与党合意がなされた。時の自由民主党政調会長、公明党政務調査会長等と小泉内閣の安倍晋三内閣官房長官、竹中平蔵総務大臣との間に交わされた合意である。

放送関連では「マスメディア集中排除原則を自由度の高い形で早急に緩和する。放送事業者が外部調達を増大に努めることを期待し、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは実情を踏まえつ

つ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、二〇一〇年までに結論を得る」としている。

NHKに関しては「ガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急に行い、措置する。」として、保有チャンネル（八波）の削減については難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行うとしている。

NHK本体については、子会社全体の整理・統合を図ることを前提に、

一、音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する。

二、伝送部門において、会計の峻別等を行う。

番組アーカイブについて有料で公開することを可能にするため必要な対応を行う。

三、新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。

その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受入れるとともに、必要な国費を投入する。

四、NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。

その後更に必要があれば罰則化も検討する。以上が政府・与党の合意事項である。

規制改革・民間解放推進会議の中間答申

総務大臣の私的懇談会の報告、政府・与党の合意を受けて、〇六年七月末、規制改革・民間解放推進会議（議長・宮内義彦オリックス会長）から中間答申が出された。それは竹中懇談会報告をさらに民営化へと押し進めたものであった。

推進会議は「放送・通信」を改革の重点検討分野と位置づけ、デジタル技術による多チャンネル化、通信インフラのブロードバンド化の進展により、CSやCATVでは、通信と放送の融合が現実のものとなっている。早急にNHKと民放というこれまでの二元体制を見直し、デジタル時代に対応した新たな体制を準備することが重要であると答申した。

特にNHKに関しては、受信料制度を廃止し視聴者の意思に基づく自由な契約に転換すべきである。仮に当面受信料制度を維持するとしても「民間にできることは民間に」という官業の解放や民間との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもつて行う公共放送としてのNHKの事業範囲は真に必要なものに限定すべきであり、それ以外の事業については、自由な契約に基づく料金収入に財源を求めるとして、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別し、平成十八年度以降、子会社等の統廃合、外部取引における競争契約比率の向上、受信料収入の支出使途の公表を逐次実施することとした。

具体的施策としては、NHKの衛星放送三波のうち、難視聴解消を除く一波を平成十九年までに停波して民間に解放し、携帯電話を含む真に必要なものが利用できるような周波数帯域の割当の方法を工夫すべきである。

また、NHK本体を公共放送目的に限定し、スリム化するとともに

に本体組織から音楽・芸能・スポーツなどの制作部門、アーカイブ部門、海外国際放送部門を切り離すことを答申した。

工程プログラム

竹中懇談会の報告、政府・与党合意、規制改革・民間解放推進会議の中間答申を経て、竹中総務相は〇六年九月一日、通信・放送分野の改革に向け法案提出や実施の時期の目標などを盛り込んだ「工程プログラム」を明らかにした。

NHKが保有する過去の番組のインターネット配信は〇八年から、外国人向け国際放送はNHKと民放共同で〇九年度開始を目指すし、〇八年の通常国会に放送法などの関連法案を提出する。

受信料の支払い義務化についても〇八年の春に結論を得るとした。子会社の整理・統合に関しては、NHKとの協議の上、早期に音楽、芸能、スポーツの制作部門の一部分離を進め、衛星放送に関しては二〇一一年までに現行のチャンネルを再編するというものがあった。

デジタル時代のNHK懇談会

政府筋のNHK改革に関する報告、答申、合意とは別に、NHKは独自に会長の諮問機関として「デジタル時代のNHK懇談会」（以下NHK懇、座長辻井重男情報セキュリティ大学院大学学長）を〇五年五月から立ち上げ、〇六年六月十九日にその報告書が提出された。そのタイミングは竹中懇談会報告の二週間後、政府・与党合意の前日であった。

NHK懇は「一昨年来相次ぐ金銭的不祥事と政治との距離に対する疑念から、視聴者の批判と不信が噴出し、受信料の支払い拒否や

保留の急増へとつながり、NHKは危機のさなかにあるという基本的な認識」で全委員が一致して、この提言を纏めた。

NHK懇ではデジタル化、ブロードバンド化、多チャンネル化の中で、公共放送が基幹メディアであり続けるためには、外部からの不当な干渉を排し、自律することをNHKの生命線と位置づけ、民放との二元体制は維持すべきであり、「一部民営化やスクランブルなどの有料放送化はすべきでない」「スポーツ・娯楽を含む多種多様な番組が必要である」とした。

受信料は我が国の文化と民主主義を支え、成熟させる「特殊な負担金」であり、情報提供の対価と考えるべきではなく、一部チャンネルへのCMやスクランブル化導入は公共放送の理念と使命にふさわしくない。受信料の契約義務から支払い義務制という法改正でNHKの財政基盤が上向くとは思えないとして、罰則規定を否定し、柔軟で公平感のある受信料体系と徴収システムの構築を提案している。

NHKの保有波については、チャンネル数の多寡ではなく、各チャンネルの特性と総体としてのサービスが視聴者のニーズや社会の要請に添っているかを検討すべきであるとしている。

結論としてはNHK懇の答申は竹中懇談会、民間解放推進会議の改革の方向とは正反対の答申となった。

「骨太の方針」

〇六年七月七日に開かれた第一九回経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」は、日本の成長力・競争力を強化する取組みの一つとして、世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現が謳われ、いわゆる骨太の方針とし

て、政府・与党合意に基づいた通信・放送分野の改革の推進が示された。

規制改革・民間解放推進会議の最終答申

推進会議は○六年十月十五日最終答申を安倍晋三首相に提出した。中間答申・最終答申とも、「民間にできることは民間に」という官業の民間解放、特殊法人業務のスリム化、民間の有料放送や有料コンテンツ配信との公正な競争条件の確保という観点は変わらない。ただ、十年にわたって会議をリードした宮内議長が小泉退陣と期を一にして退任（草刈隆郎日本郵船会長が就任）し、政府・与党合意への配慮もあつてか、NHK改革に関する答申はややオブラートに包んだものとなった。中間答申と異なる記述を列挙すると、

中間「受信料制度は本来廃止し、視聴者の意思に基づく自由な契約に転換すべし」を

最終「現行の受信料を廃止し、視聴者の意思に基づく契約関係とすべきであるが、仮に同制度を当面維持する場合であっても、視聴者の選択の自由の確保、民間でできることは民間にという官業の民間解放及び民間の有料コンテンツ配信との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としてのNHKの事業範囲は真に必要なものに限定する必要がある」としている。

存続の意義が認められる事業については、

中間「自由な契約に基づく料金収入に財源を求めることとして、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、その内容・運営面における制約を撤廃する必要がある」を

最終「受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、

その内容・運営面でできるだけ制約を外し、視聴者のニーズに柔軟に対応できるようにする必要がある」とした。

さらに保有チャンネルの削減については、

中間「現行の衛星放送三波のうち、難視聴解消チャンネルを除く一チャンネルについて平成十三年度までに停波の上、速やかに民間に開放すべきである」から、

最終「保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクラブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成十八年度早期に一定の結論を得るべきである」と変わった。

BSデジタル放送のスクラブル化については、平成十七年三月閣議決定された「規制改革・民間解放推進三カ年計画」において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクラブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえた検討を行うべきだとしている。

外国人向け国際放送

○九年度から開始が予定される国際テレビ放送に関して、総務省は○七年度から前倒しで、「外国人向けの映像国際放送の強化」に予算を付けた。本格的な国際テレビ放送に関しては年間百億円程度の費用が掛かるとみられており、国費をどの程度投入する必要があるかは今後の課題である。新たな国際放送事業は「日本から世界への情報発信強化が急務」とした小泉政権下で浮上したもので、総務省は国際テレビ放送をNHKあるいはその関連会社に全面委託する

方向で検討が進められている。

総務省は「外国人向けの映像による国際放送」の在り方を情報通信審議会（会長庄山悦彦日立製作所代表執行役員）に諮問中であったが、〇六年十一月、菅総務相がNHKに対して短波ラジオ国際放送で北朝鮮による日本人拉致問題を重点的に取り上げるよう命令を下し、さらに平成十九年度は「映像国際放送」（委託協会国際放送業）へとその実施命令が拡大された。

NHKが受信料不払いに法的措置

〇六年現在、三六一八万件の受信契約のうち三五九万件が不払いで、テレビを持ちながら受信契約を結ばない世帯・事業所は九八九万件であり、約三割が受信料を支払っていない。

NHKは〇六年十一月末、都内三十三の不払い世帯について東京簡易裁判所へ支払い督促を申し出て、支払わなければ給与差し押さえなど強制執行を実施し、異議申し立てには民事訴訟を起す方針を固めた。NHKは公平負担の観点から現行制度のもとでの可能な最大限の措置であるという。¹

東京高裁がNHKに賠償命令 「編集権自ら放棄」

従軍慰安婦問題を巡る民間法廷を取り上げたNHK教育テレビの〇一年一月三十日放送『ETV2001 戦争をどう裁くか 問われる戦時性暴力』を巡って、取材協力した市民団体が無断で番組内容を改編されたとして、損害賠償を求めた控訴判決が〇七年一月

十九日東京高裁であった。

番組はNHKが子会社に制作委託を行い、さらに下請けの制作会社に発注されたもので、一番ではそのうちの下請け一社のみにも損害賠償として百万円の支払いを命じ、NHKと下請け子会社への請求は棄却していた。

二審判決は「NHKは国会議員の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付度して当たり障りのない内容にした。改編の経緯からみれば編集権を乱用し、自ら放棄したものに等しい。改編について原告への説明義務を怠った。担当者の制作方針を離れてまで改編したNHKの責任は重大」と認定し、一審判決を覆し、NHKと制作に関連した二社に計二百万円の支払いを命じた。

番組がオンエアされてから四年後、『朝日新聞』がこの問題を政治家とNHKとの癒着として、安倍官房副長官、中川昭一氏の二人が放送前にNHK幹部に圧力を掛けたと報じた。²

安倍・中川両氏は直ちにこの関与を否定し、『朝日』に抗議。NHKは記事が事実を歪曲しているとして『朝日新聞』に公開質問状を送り、制作担当プロデューサーの内部告発記者会見などがあった。『朝日』は提訴を前提に謝罪を求めた通告書で応酬するなど、政治家も絡むメディア間の抗争ともなった。³その後、『朝日』の記事とNHKプロデューサーの内部告発は、肝心の箇所が伝聞情報であり、証拠に欠けていたことがはっきりした。しかし、『朝日』に続く各社の報道によって、政治との癒着の疑念からNHK不信は

2 『朝日新聞』〇五年一月十一日

3 朝日新聞が委託した第三者機関は「真実と信じた相応な理由はあるにせよ、取材が十分であったとは言えないとし、秋山社長は「取材の詰めを深く反省します」とのコメントを発表した。『朝日新聞』〇五年二月一日

1 放送法第三十一条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

増幅され、受信料不払いが増加、二週間後の一月二十五日に海老沢会長が辞任した。

放送法の改正

○七年春の通常国会へ提出予定で閣議決定された放送法改正案の骨子は次の通りである。

- 一、公認会計士による外部監査を義務化
 - 二、十一人の経営委員のうち三人程度を常勤化
 - 三、映像国際放送を強化して〇九年度から開始
 - 四、過去番組のネット配信の解禁
 - 五、国際放送における命令放送の規定を変更する。
- 民放に関しては、

- 一、民間放送会社の放送持ち株会社設立を解禁
- 二、持ち株傘下に十局前後まで置くことを可能に
- 三、放送持ち株会社に企業一社で一〇％を超える出資を認める
- 四、外国企業の出資は一〇％未満に規制することになった。
- 五、携帯向け専用のワンセグ放送の解禁

そのほか、NHK民放を問わず、番組を捏造した放送局に再発防止計画の提出を求める新たな行政処分などが盛り込まれた。

これまでの放送法はテレビ購入者にNHKとの受信契約を義務づけていたが、支払いを義務づけることはなかった。これを義務化することで落ち込んだ受信料を回復しようとする法案は、参議院選挙を前に国民の支持を得ることは難しいとして先送りされた。もし、受信料支払いを義務化すれば、現在の未契約世帯は不払い世帯となるのでNHKは法的措置をとりやすくなる。菅総務相はこの支払い

義務化を制度化することの代償として、受信料の二割削減をNHKに要請していた。

以上が海老沢会長辞任から二〇〇七年四月の放送法改正の閣議決定に至るまでの二年間に及ぶ、NHK改革論のストリームである。

第二章 改革に対する批判・反論

こうした各種政府委員会による改革案に対して批判や反論も寄せられた。

まず、竹中懇談会の内側からの（竹中平蔵慶応大学教授、村上輝康野村総研理事長、菅谷実慶応大学教授）の感想を紹介しよう。いずれも懇談会報告終了後の述懐で本音に近い。

竹中平蔵慶応大学教授（前総務相）談話（抜粋）⁴

竹中前総務相は退官後、自らの私的懇談会について次のように総括している。「メンバーはベスト&ブライテスト（筆者注 ディビッド・ハルバースタムに同名の著作がある）だった。基本方針となるアジェンダは一年目で決めることができた。驚いたのは、すべてを公開せよという研究会や委員会の進め方だ。時に何百人という規模になるオブザーバーは圧力団体だ。アリーナ状態の中では、自由に議論できるわけがない。情報開示を逆手に取った露骨な圧力システムだ。懇談会ではオブザーバーを入れず、その代わり議事要旨を毎回公開した。圧力をかけた人から猛反発を受けたことが、この業界

4 日経ネット インタビュー 二〇〇七の（三）

のあり方を象徴している」。

Q NTTとNHK改革に議論が終始したとの批判については？

A 両者（NTTとNHK）からの圧力は聞きしに勝るものがあった。しかし、この二者についての議論を優先して、メディア全体の話がなされなかったというのはまったく逆だ。マスメディアについては、改革を通して全体の融合へのトリガーが引かれると考えている。

Q タイム・ワナーのような国際的メディアグループの育成を指したのか？

A 根本的な課題は情報通信分野の企業が収益最大化にどれだけ努力するかというコーポレート・ガバナンスの徹底だ。日本企業は九〇年代を通じて収益の最大化を追求してこなかった。本来は前向きなプレッシャーをかける株主がいて、融合時代に向けて企業は大きく打って出るべきなのに、ガバナンスが機能しておらず変化が遅い。米国企業と比べてどうしてこう差がついてしまうのか理解できない。IT分野は九本もの法律⁵で縛られて自由な競争がしにくい。改革を着実に実行すれば必ず成果は現れるはずだ。求められるのは理想を追求するベンチャー。ソフトバンクの孫正義社長はそういう人だろう。

Q 大手企業の改革に、「竹中流」改革で参考になる部分はないか？

A 改革への反対勢力は確信犯が多く、いくら説得しても改革派に変わることはない。企業や行政で働く若い教え子にアドバイスする

のは「いつでも辞めてやるという覚悟を持って」ということだ。安倍政権になって構造改革の揺り戻しが心配されている？

A 一つのことを進めるにはアジェンダを設定し、基本方針を決め、制度設計して、合意形成を得る四つのプロセスが必要だ。

また、基本方針を決めることができても、制度設計の段階で必ず確信的な横槍が入って曲がってしまう。最近では社会保険庁改革のなかで意図的な言葉のすり替えが起き、改革が中途半端になってしまった。官僚や族議員、既得権益となる企業などが改革を骨抜きにしようとしたとき、それを見破って力でねじ伏せる強い決意と計画が求められる。ITに関して、まずはNHKをめぐる放送法改革が重要だろう。

次は政府・与党合意後に記者会見した際の総務大臣在任中の発言である。

冒頭発言「懇談会と与党の議論を踏まえて、政府・与党の合意を探っていた。合意に至るプロセスでは、菅総務副大臣が与党を駆け巡って合意に至った。今後、これを経済成長戦略大綱に盛り込む予定だ」。

Q NHKの受信料について、今後のスケジュールは？

A 政府・与党合意というのは最大公約数であり、スケジュールについては今後相談していきたい。支払い義務については、内部改革の進捗を見極めた上で、改革を進めるためにも義務化をで

⁵ 通信と放送に関する法体系には現在九本の法律が存在する。「有線電気通信法」「電

波法」「電気通信事業法」「放送法」「有線放送電話に関する法律」「日本電信電話株式会社等に関する法律（NTT法）」「有線テレビ放送法」「有線ラジオ放送業務の運用規制に関する法律」「電気通信役務利用放送法」である。

⁶ 竹中総務大臣記者会見の概要（通信・放送改革の政府・与党合意後の平成十八年

六月二十二日）総務省纏めから抜粋

きるだけ早く行いたい。

Q 外部情報の活用と合意にあるが？

A 与党からの申し出で書き込まれたもので具体的な話はしていない。

Q 伝送部門の会計の峻別とは具体的に何をさすのか？

A NHKの電波はデジタル化で未利用部分が出る。伝送部門の活用は技術の進展をみての今後の問題だ。

Q 取り纏めた感想は？

A NHK問題が発覚して二年、改革が期待されつつ政府与党一体となった取り纏めは行われなかった。与党内でも意見が異なるなかで、最大公約数として合意を得た意義は大きい。

後段はパブリック・フィギュア（公的人物）としての発言で、極めて慎重だが、前段の官を辞してからの、「NTTとNHKの圧力は聞きしに勝るものがあつた」「求められるベンチャー像はソフトバンクの孫正義」「改革反対勢力は確信犯が多く、いくら説得しても改革派に変わることはない」「官僚や族議員、既得権益となる企業などが改革を骨抜きにしようとしたとき、それを見破って力でねじ伏せる強い決意と計画が求められる」などが本音と思われる。

村上輝康野村総研理事長談話（抜粋）⁷

「竹中懇談会は、非公開で行われた議論、大臣と松原座長の記者会見の発表内容、それを解釈して報道するマスメディアの内容との間に常に差異が存在する三層構造を持っていた」。

「NHKについては思ったより遥かに深い切り込みが行われ、『早急に』『可及的速やかに』という表現はいずれもNHKに関する部分であり、民放については強い抵抗があり現状維持となつた」。

「通信の分野は一九八五年の電電公社の民営化以降、競争政策上の革新と活発な新規参入が行われてきたが、放送分野の体制はNHKと五つの民放キー局という無風状態が続いてきた。制度面で通信と放送を区分しないアメリカ、通信・放送融合領域を一体的に規制しようとするEUなど、世界が融合法制に向かつているなかで、我が国では通信と放送は整然と区分されている。さらに融合時代に重要となる著作権法制は、また別の体系で動いている。今回の懇談会は融合に向かう技術・産業・制度に折り合いをつけようとする取り組みであつた。私自身はユビキタス・ネットワーク化における放送と有線・無線のネットワークの相互接続性・相互運用性確立の重要なマイルストーンであると考えた。NHK問題はもちろん、放送産業が技術革新にどう対応して変わっていくべきか、が主要なテーマであると位置付けて議論に臨んだ。個人的な感想を単純化して言えば、民放については強い抵抗があつて現状維持、NHKについては深い切り込みが行われ、NTTについては、ぎりぎり言えるところまで言つた」

Q 政府・与党合意と竹中懇談会の落差については？

A 与党合意は懇談会としては非常に厳しい内容だ。NHKについて懇談会は「娯楽やスポーツの制作部門の分離」を盛り込んだのに対し、公共放送の役割として「良質な娯楽性を含め」と表記し、暗に分離しないと云っている」。

Q チャンネル数削減については？

A 懇談会が「衛星放送とFMで三チャンネル削減」と数字を明記

7 日本経済新聞社主宰 ○六年六月十一日開催

したのに対し、与党合意は、あいまいな書き方になっている。FMについて触れていないのは削減しないというメッセージだろう。

Q 懇談会はNTT、NHK問題に終始し、融合の未来像が描けなかったのではないか？

A 我が国の通信は様々な改革で世界一速くて安くなった。放送もこの五年でIPによって一気に改革が進むべきだとの問題意識で参加した。当初の議論から大きく変わってしまった部分もあるが、次に進むための種はかなり盛り込んだ。

Q NTTとNHKの研究の見直しはなぜ必要なのか？

A 融合する両分野の研究は一緒にし、情報通信研究機構（NICT）とも統合してはどうかという議論があった。重視したのは、国内のみならず国際的に通用する研究機関を目指すべきだという部分だ。

Q IPマルチキャストでの県域を越えた放送の再送信については？

A 最後まで表現が揺れた部分だ。議論が経過するにつれ、放送業界の利害にどう配慮するかという話が強くなってきた。当初の案と比べ、わかりにくい文章となってしまったのは確かだ。

Q NHKはなぜチャンネル数を削減する必要があるのか？

A 公共放送とは何かについては、この短期間で十分議論することは無理だったが、公共放送として適切なチャンネルの増え方だったのかという議論はした。三チャンネルある衛星放送は難視聴地域対策など当初の目的を超えて、映画やスポーツを放映している。当初の役割が変わったのであれば見直すべきだろう。NHKの収入はバブルが崩壊しても増加してきた。義務化を明示した受信料については、現状維持から罰則規定まで意見

が分かれたが、義務化に落ち着いた。

菅谷実慶応大学教授談話（抜粋）

「放送局における周波数の有効利用を盛り込んだのは意義があった。NHK問題でもチャンネル数削減などについてここまで議論したことはなかったのではないかと述べてから、

Q NTTとNHKの研究の見直しはなぜ必要なのか？

A 当初、NTTとNHKから研究所設置の義務を外すべきとの意見があった。しかし、私を含め委員の中で技術開発の重要性を主張するメンバーが反対し、結果としてトーンダウンした。

Q IPマルチキャストでの県域を越えた放送の再送信については？

A キー局に配慮して、何もしないというに等しい結論となった。本来、地方局が全国に向けて情報発信できる良い機会と捉えるべきではなかったか。

Q NHKはなぜチャンネル数を削減する必要があるのか？

A 放送法は時代にそぐわない部分が出てきている。多チャンネル時代の公共放送とは何かを議論するなか、チャンネル数を減らしても公共放送の役割を果たせるだろうということになった。受信料制度ではマーケットによる評価が反映されにくい。

その他の竹中懇談会の委員からは「放送の専門家が委員会にはいなかった。六ヶ月という短期間の結論であり、十分な審議がなされたとはいえない。座長主導で経済合理性だけの議論に終始した」という批判もあった。

自民党通信・放送産業高度化小委員会の反発

懇談会の報告書が発表されると、自民党通信・放送産業高度化小委員会（委員長・片山虎之助元総務相）は「安易な受信料引き下げはサービス低下に繋がる。スポーツや良質の娯楽は公共放送として必要だ」と反駁した。その結果、合意の基本的な事項については、「通信・放送の融合の方向を指し示すに止まっている」と反発した。さらに、片山氏は「『政府与党合意』で合意したことは、検討するということだけで何も具体的には決まっていない。政策を決めるのは政府と与党であり、最終的に法律を変えるのは国会であり、竹中懇は単に意見を言う場に過ぎない」と発言している。

公共放送の改革は国家百年の計

～NHKOB 吉田直哉氏の反論～（抜粋）

外からの反論も相次いだ。吉田直哉武蔵野美術大学客員教授は読売新聞紙上で「公共放送の改革は国家百年の計」と題して次のように述べている（氏はかつてラジオの録音構成やテレビ『日本の素顔』などのドキュメンタリーや『大河ドラマ』などを手掛けたNHKを代表するディレクターである）。

竹中懇談会報告と民間解放会議の中間答申の内容にあきれば、黙っていられないので、この場を借りて反論したい。筆者は当NHKのOBだから資格がない、といわれるかもしれないが、その組織に長く身を置いて、番組をつくってみてはじめてわかる機微も多い。（中略）

この問題はほんらい、広い視野で論じられるべきもので、少数のいわゆる有識者に任せると、とんでもない方向に舵取りされること

になる。竹中懇談会の報告書は「不祥事が続出した娯楽・スポーツなどの制作部門は公共性が必ずしも高くないため、本体から分離」と提言するが、粗雑で人前に出せる論理ではない。（中略）こうした部門はなんらかのウマミがあり、市場原理に支配されやすい、とみるからか？ だとしたら、そういう領域だからこそ公共性を高く保つ配慮と努力が必要だ、と考えるのがふつうであろう。宮内議長の会議の答申も「音楽・芸能・スポーツなどを切り離し、NHK本体を公共放送目的に限定する」というが、何をもって公共放送と呼ぶのであろうか？ これまた、利潤をあげにくいので民間解放しにくい分野を、イメージしているとしか思えない。

いったい日本の有識者の意見には「アメリカでは」が多い。アメリカに手本がないと、こういう出羽守たちは途方に暮れるのだ。二つの有識者会議の答申はその典型だろう。戦後、日本の放送は十二分にアメリカ化し、視聴者の消費生活、思考様式、教育と、暮らしの隅々までを彼の国流に変えてきた。唯一、アメリカ化以前の独立性を残すのが、八〇年の歴史をもつNHKのだが、その制作部門の大半を切り離し、視聴率というスウジの支配するソロバンづく、銅臭の原理に組み込むのが最良の道なのかどうか。（NHK改革は）まさに国家百年の計といえる、国民投票に値する問題なのだ。だいたい娯楽、芸能と簡単に線引きするが、今や情報はまことに多岐。笑いや虚構と共に伝えるのが適した知的情報も無数にある。円転滑脱もまた、公共放送の使命なのだ。固定観念による線引きは国を滅ぼす。

官僚主導の審議会に依存した政策決定

竹中懇談会に戻ると、十一頁に及ぶ報告書の中で、「抜本的見直し」という言葉を九回用い、デジタル化・IP化の技術革新が進展する中でNHK改革を求めて、「娯楽やスポーツの部門は公共性が高いとは言えないので、関連会社に分離する」と報告し、民間解放会議は「NHK本体を公共放送目的に限定し、スリム化するとともに、本体組織から音楽・芸能・スポーツなどの制作部門、アーカイブ部門、海外国際放送部門を切り離す」としているが、この「公共性」とは何を指し、「公共放送目的に限定する」とは何を意味しているのか？ 文脈からみる限り、吉田直哉氏の指摘する通り、「不祥事が続出した娯楽・スポーツなどの制作部門はなんらかのウマミがあり、市場原理に支配されやすい」と思われ、利潤を上げられるものは民間に委ね、「公共放送は利潤を上げ難い、民間に解放し難い分野のみを担当すべきだ」とイメージしているように思われる。

竹中懇談会はその構成員をみても、放送やマスコミに関する実務家や理論の研究者は皆無であった。竹中氏の言う「メンバーはベスト&ブライテスト」とは、氏の意向に沿う構成員を集めたという意味であろう。彼の言う「抵抗勢力であり、確信犯である」と目された人々は最初から排除されていた。

もともと総務省情報通信政策局には「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」（座長塩野宏東大名誉教授）という研究会があって、デジタル化と放送政策に関する研究・議論が重ねられ、平

成十八年には最終報告も出ていた。しかし、竹中懇談会ではこの調査研究会の構成員であったメディア研究者はすべて外され、IT技術の専門家一人だけが残る結果となった。このことが竹中懇談会を象徴している。

一般に、我が国の省庁は政策立案にあたり有識者による審議会を設けて検討を委ねるのが通例である。総務大臣の「私的」懇談会といえども、総務省がそれを主管し、報告書に基づいて法案を作成するプロセスからして、単なる「私的」な存在ということはありえない。こうした懇談会や審議会に依存した政策決定に問題がある。懇談会や審議会の人選や議題の設定、提出資料の作成などはほとんど所管の省庁にまかされている。それを仕切る委員長も、構成員の互選とは名ばかりで、事前の根回しで決まっているのが常である（例外的に政府税制調査会などの会長選出にあたり、省庁案を政府が覆すこともあるが、自らの政策に叶う人物を恣意的に選択するので失敗することが多い）。

政府税調の会長を務めた石弘光中央大特任教授（当時）は、そうした審議会方式を改めるべきだとして、「こうした審議会方式は日本独自のものである。欧米の主要先進国では、このような大掛かりで恒久的な審議会を設置しない。一般に時の政権にある者が、特定の政策を実施したい時には、七～八人（多くても一〇人程度）の専門家集団を集めて数年間、検討を依頼する。その成果が政策提言のため検討リポートとして提出される。これが少数の専門家グループか

9 座長・松原聡（規制緩和）、久保利英明（知的財産権）、菅谷実（公企業論）、古川亨（情報通信）、村井純（IT技術）、村上輝康（情報通信）の各氏

10 石弘光中央大学特任教授「政策決定改革の方向」二〇〇六年十一月十八日日本経済新聞

らなるタスクフォース方式と称されるやり方である」と提言する。

通信・放送問題タスクフォースの発足

そのタスクフォースであるが、平成十八年十二月、新たに総務大臣直属の「通信・放送問題タスクフォース」(以下菅タスクフォース)が発足した。菅総務大臣は閣議後の記者会見で「省内に多く設置されている通信・放送分野の研究会を統括し、大臣に助言する目的で結成された専門チーム」と説明した。このタスクフォースのメンバーを見ると、総務相自らが竹中前総務相の副大臣であり、竹中懇談会で座長を務めた松原聡東洋大教授が再び代表に、竹中総務相秘書官だった岸博幸慶応大学助教授も加わっている。竹中懇談会の継承の色合いが濃い。¹¹⁾

石弘光元税調会長の云う欧米型のタスクフォースとは、一定期間研究した成果を纏めて報告書を提出するのが通例である。菅タスクフォースのように只一回の会合で記者会見を開き、行政についてコメントをするようなことはしない。これでは菅総務相のいう「数ある総務省の通信・放送に関する研究会の意向を汲み、それを統括する」ことなどできる訳がない。学者の名を借りたチアリーダー・グループとみられても致し方あるまい。

後にイギリス放送協会(以下BBC)改革のプロセスについて触れるが、検討委員会のメンバーは国民や視聴者の代表を網羅し、政府は世論調査や公聴(ヒアリング)を繰り返す(竹中氏の嫌うア

11 タスクフォースメンバー 秋池玲子・コンサルティング・ヴァイス・プレジデントディレクター、岸博幸 慶応大デジタルメディアコンテンツ総合研究機構助教授、中山伊知哉 慶応大デジタルメディアコンテンツ総合研究機構助教授、野村修也 中央大法科大学院教授、松原聡 東洋大経済学部教授

リーナ状態である)、グリーン・ペーパー(緑書)やホワイト・ペーパー(白書)を作成して、三年以上も議論を尽くしてコンセンサスを果たした後、上下院の審議を経て成案に至る。我が国ではすでに終了した竹中懇談会の議事録を見ても、NHKに関する集中審議は全十四回の会議のうち二〜三回で数時間に過ぎず、審議を尽くしたとは言いがたい。

娯楽やスポーツは公共性が低いのか?

竹中懇談会は「娯楽・スポーツなどの制作部門は公共性が必ずしも高くないため、本体から分離」、民間解放会議は「音楽・芸能・スポーツなどを切り離し、NHK本体を公共放送目的に限定する」という。

地方勤務の体験から

筆者は大阪、京都、大阪と三回、九年に亘り関西に勤務した経験を持つ。東京では芸能番組やスポーツは、それぞれ芸能番組センターやスポーツ報道センターという専門セクションが対応するが、地方局では放送部や制作部が、『のど自慢』から『高校野球』、『ラジオ体操』まですべてをハンドリングする。

『のど自慢』の審査をしたことがある。多寡が『のど自慢』というなかれ、三百組以上が応募する予選会から本番まで九二日以上を要する。予選会は歌曲ごとだから、『娘よ』を歌う十数名の中年親爺の濁声を聞かねばならぬ。必ずしも上手くはない『おふくろさん』を立て続けに十回聞けば人生暗くなるが、これも仕事である。夏休みの『ラジオ体操』は早朝の公開生放送で、中学校のグラウンド一杯の人で埋まる。朝の弱いプロデューサーにとっては、ややくその「それ!」「二の三!」だ。加えて、京都局で

は、都大路を走る都道府県対抗の駅伝、「ヨイヤサー！」の掛け声の『春の踊り』から始まって、葵祭、祇園祭から師走の南座の歌舞伎中継まで多彩なイベントで埋まる。BKの名で親しまれる大阪局は、「商売繁盛で笹もって来い」の西宮神社の戎（えべす）さんから、造幣局の桜の通り抜け、夏を彩る天満祭の船渡御。いとし・こいし、かしまし娘の漫才コンビ、米朝、仁鶴、三枝師匠の上方落語や吉本興行、人間国宝が演ずる人形浄瑠璃や『すみれの花の咲く頃』の宝塚、『月の法善寺横町』や『小糠雨降る御堂筋』、通天閣の『王将』といった演歌がある。この答申や報告では、和田勉以来の伝統あるBKドラマ、朝ドラの『芋、たこ、なんきん』も駄目ということになる。「六甲おろし」の阪神タイガースを中継しなかったら、関西では受信料を払って貰えないだろう。浪花の暮らしと芸能・スポーツは切り離せない。こうしたコンテンツは公共性が低いから、BKには不要、あるいは制作部門を切り離し、よそから買ってくるというのだろうか？

二度目のBK勤務の時は編成部長だった。「音楽・芸能・スポーツなどを切り離し、NHK本体を公共放送目的に限定する」などと言われたら、何を放送すれば良いのか？東京から垂れ流される官報のような放送を本音で生きた大阪の視聴者が見るとでも思っているのだろうか？ 当時はグリコ森永事件で追われていたから、BKは文楽と甲子園の高校野球と「キツネ目の男」（グリコ森永事件の）だけで編成しろ！ともいうのか？

上方独自の芸能や文化を切り離れた公共放送であるならば、大阪の編成部長などやっていたらいい。いっそ民営化したらどうか？ 今でも大阪の受信料収納率は全国最低だろう。本音の街大阪では、受信料制度そのものがとくに破綻しているのだから。

受信料制度によって支えられる公共放送制度そのものが無用というのであれば、それこそ「民営化」を考えるべきであろう。八十余年に及ぶノウハウの蓄積、アーカイブ、人材を持ったBKが参入すれば、民放に負ける

とは思えない。

長谷部恭男東大教授は雑誌『世界』¹²に次のように書いている。「受信料制度によって支えられる公共放送制度そのものが、もはや無用だというのであれば、民営化を真剣に考えるべきである。現在のNHKがその資源をもつて本気で視聴率競争に参入したとき、生き残ることのできる民放が何社あるかも関心を引く問題ではある」と。

F Mは公共放送に不要か？

竹中懇談会はどうして「公共放送にFMはいらない」という結論になったのだろうか？

阪神淡路大震災で被災者の情報として一番役立ったのは、県域免許の（特に民放の）FM局であった。中越地震も長岡のFM局が大活躍したことは記憶に新しい。

阪神・淡路大震災後の現場体験から

NHKのディレクターとして、阪神・淡路大震災後の現場を経験した。ランドラインは切断され、携帯電話（当時の普及四三〇万台）や臨時に架設された電話も輻輳（ふくそう）現象で通じなかった。災害地での頼みの綱はバッテリータイプのラジオ、それも地域に密着した県域免許のFM局によるローカル放送であった。TVの全中（全国放送）は被災地の住民には直接役に立たない災害の酷さや地震のメカニズムを伝える概論が多かった。国際都市神戸では英語・ハンブル・中国語の放送も欠かせなかった。音声多重放送が必要だった。ハイビジョンのニュース映像は高速道路のコンクリートの脚柱の破損の状況を克明に映し、地震の科学的解明にも役立つ

12 雑誌『世界』SEKAI二〇〇五・七 岩波書店

ちもしたが、その鮮明さ故に、体育館に避難した被災者のプライバシーを侵害もした。

インターネットには善意の情報が寄せられ、多くの生命が救われ、ボランティア情報としても役立つが、プロバイダーはこうした情報に責任を持たないというクレジットを付け加えた。六千人を超える死者の表示はテレビ・ラジオの限界を越えたが、ネットを通じて流された文字放送が世界に発信された安否情報となった。

災害情報で最も役立つのは、信頼におけるマスメディアからの地域情報と避難所となった学校の先生の足で集めた情報、それに高台にあって神戸を一望できる大学から発信されたインターネット情報であった。

もしも、関東大震災の時のようなデマゴークがネットで流されたら？（アルビン・トフラーの『第三の波』ではないが、そのような危険性は十分にあった）未曾有の災害を体験して、有線と無線による情報の多重的基盤整備の必要性が痛感された。もともとラジオ放送のスタートが急がれたのは関東大震災の情報過疎がその一因であった。

今でもワンセグはビル影では映りが悪いし、携帯も離島や山間部では使えない。利用者が増加しているIP電話も〇六年だけで大規模事故が十五回も発生している。衛星テレビもアナログ時代は豪雨や雷雲、積雪などに弱く、災害時の基幹メディアとして欠陥があった。完全デジタル時代、災害時を想定した危機管理はできているのだろうか？

危機管理におけるメディア状況をもっと見極めて、情報インフラ整備を判断する必要がある。

確かに、竹中懇談会のいうように、FMの日常編成は音楽中心となっているが、災害時には欠くことのできない情報源となる。BK勤務の頃、新人の山根基世アナ（現在、全国五百人のアナを統括する室長）が赴任して、

『FMリクエスト・アワー』を担当していたが、彼女の東京転勤の情報が伝わり、大阪残留を求める投書が殺到した。FMを甘くみてはいけない。

NHK民営化論

「NHKはスクランブル化や民営化が望ましい、将来は受信料制度を廃止すべきだ」とした規制改革・民間解放推進会議の外にも、NHK民営化論はさまざまに議論された。

二〇〇五年十月、自民党の衆参両院議員一九人による「NHKの民営化を考える会」（会長愛知和男元防衛庁長官）が発足した。しかし、小泉前首相は同年十二月二十二日の政府・与党懇談会で、「NHK民営化はしないという閣議決定がある。いろいろな意見はあるが、それを踏まえた方がよい」と発言し、記者会見でも一貫してNHK民営化を否定した。二〇〇六年二月十日の閣僚懇談会では、NHKによる海外情報発信の強化について発言し、国際放送の強化を関係各方面に指示した。

民間からもペイチャンネル化、一部広告の導入などさまざまなNHK改造計画が提案された。

田原茂行氏（元TBSディレクター、常磐大学教授）はNHK改革に次のような七項目を提案している。¹³

一、組織形態：特殊法人NHKを解散して公益法人NHKとす¹⁴

¹³ 『視聴者が動いた 巨大NHKがなくなる』 田原茂行 草思社 二〇〇五・七
¹⁴ 特殊法人は、国家的・公共的な事業のために特別な法律によって設立された法人であり、公益法人は、祭祀・宗教・慈善・学術などの公益を目的とし、かつ営利を目的としない法人。宗教法人が七割を占めるほか、学校、医療、社会福祉などの法人がある。

る。保有チャンネル：テレビ地上波一、衛星波一、ほかに中波、FM、短波ラジオ、国際放送の免許を持つ。分社化：全国五つのブロックに本部（東日本、関東、中部、近畿、西日本）を置き、それぞれ独立採算による独立編成を行う。

二、ハイビジョン義務化の一部廃止と娯楽番組の縮小など：独立した五組織は、ハイビジョンの義務化を止めることによつて可能となる一波を三チャンネルの標準放送とするか、ハイビジョンとするかを自由選択とする。報道・教養機能を充実させ、娯楽、プロスポーツ番組は縮小。恣意的な「中立」、「公正」でなく、多様な価値観の創造的な表現を目指す。国際放送はその放送区域、放送事項について、政府と契約し相互の権限と財政負担を明確にする。

三、パブリックチャンネルの導入：チャンネル数の半減により、予算・人員を半分に縮小する。返上した地上一波、衛星一波はパブリックチャンネル、市民アクセスチャンネルとする。財政的には受信料収入と衛星放送（有料化）の収入による。

四、経営委員会の政府からの独立と権限強化：経営委員と会長の選出は、立候補制とし、選考委員会が選考にあたる。選考委員会の委員は放送行政委員会（七項を参照）が任命し、総理大臣および総務省はこれらの決定に加わらない。経営委員会は五組織の責任者を選び、かつ五組織の調整業務を行う。

五、予算と決算：公益法人NHKの決算は、放送行政委員会への報告と承認が必要であるが、予算については報告のみ義務化。国会は監査機能を持つ組織を設置し、放送行政委員会の承認に先立ち調査を行い、放送（行政）委員会に意見を提出する。

六、受信料の義務化は行わない：受信料は経営情報の公開を前提に、視聴者と公益法人NHKとの相互契約とし、額は経営委員会が決定。義務化・罰則規定の設定は行わない。衛星放送は有料方式とする。

七、放送行政委員会の設置：放送行政は政府の直接の監督権限から切り離し、独立した放送行政委員会の所管とする。

肝心の「放送行政委員会」が政府から独立した組織とあるだけなのと、一部に「放送委員会」とも記載されているので、改革案の全貌をイメージするのが難しくしているが、ドキュメンタリスト田原の心情を読み取ることはできる。それは、受信料制度に守られたNHK批判、巨大化、商業化批判、情報公開が進まぬことに対する苛立ち、予算や決算、人事などを政府や国会に握られている現行制度と政治との癒着構造を廃し、政府や監督官庁から独立した市民へ解放されたNHK像を模索することである。

パブリック・アクセス

田原氏の言う「パブリック・アクセス」チャンネルの導入については、若干の解説が必要である。「パブリック・アクセス」とは、視聴者や市民が自主制作したコンテンツを放送局が放送する活動であり、新聞の読者の「声」とか「窓」にあたる。社会を構成する成員の様々な立場や観点を放送に反映させることを目的として、番組に市民参加をさせ、市民の制作した番組を編集することなしにそのまま放送することである。

NHK懇談会もNHKが実施すべき視聴者第一主義の具体例として、「視聴者参加型のパブリック・アクセス番組」を挙げている。

韓国では公共放送KBS（韓国放送公社）¹⁵が「開かれたチャンネル」を放送している。このチャンネルの編集権や著作権は、KBSにはなく制作した市民の側にあり、公共放送が市民にチャンネルを解放する試みである。二〇〇〇年三月に成立した「新放送法」（金大中政権時）の「放送の政治的独立と視聴者主権の確保」という理念に基づいて、KBSはこの放送を続けている。同法は単なる番組審議機関に過ぎなかった「放送委員会」を、放送政策の立案と規制に広範な権限を持つ「独立行政委員会」に格上げし、「視聴者の權益」を前面に押し出したもので、「視聴者委員会」の設置の義務化や、放送による事実誤認や名誉毀損などの被害を受けた者による反論権を定めた。

KBSのパブリック・アクセス番組については、毎月一〇〇分以上放送すること、また、その編成基準を公表すること、応募された番組からどの番組を放送するかは視聴者委員会の小委員会が審査を行って決定することなどが義務づけられている。放送制作を職業とせず広告を目的としなければ誰でもが参加できる。現在、放送は毎土曜日の午後一時から二十五分間である。

マスメディアとインターネット

デジタル時代のオストラキスモス（陶片追放）

韓国にはもう一つMBC（文化放送）¹⁶という公共放送がある。こ

の放送局を事例にマスメディアとインターネットの相関について触れておきたい。「黄禹錫事件」（黄ソウル大学教授の論文捏造疑惑）を最初に報道したのはMBCの番組『PD手帳』であった。社会告発番組であり、「PD」とはプロデューサーまたはプログラミン・ディレクターを指している。その名の通り、制作者の姿勢が強く打ち出された番組である。ただ、「黄禹錫事件」では強引な取材と倫理違反を問われ、世論からの非難が殺到して都合七回のお詫び放送を行っている。

保守系新聞『朝鮮日報』は、社説で『PD手帳』を「プロデューサーの左派的心情、国家体制を転覆させる理念を濾過することなくそのまま視聴者に露出する番組」と非難し、事件は保守新聞と公共放送とのイデオロギー対立の場と化した。

この「黄禹錫事件」報道はインターネットのポータルサイトを巻き込んだ展開をみせた。『PD手帳』による最初の疑惑報道の直後、『東亜日報』がポータルサイトの意見だとして、スポンサーの不買運動を展開するという書き込みをそのまま取り上げ、『朝鮮日報』は「復活せよ、黄禹錫！」「アイラブ黄禹錫！」とネティズン（ネット上の市民）の圧倒的多数が黄禹錫教授を支持していることを強調し、「MBCの社長退陣と広告拒否運動」を彼らが展開していることを紹介した。ネット上の意見はマスメディアが取り上げることで増幅され、スポンサーの降板は現実のものとなった。

しかし、『ネイバー』の調査によるとこうした書き込みの半数は〇・二五%の利用者によるものであり、さらに利用者の〇・〇六%が一日平均二〇件以上を書き込み、全体の四分の一を占めていることが後に判明した。これは特定の発信者がネット上で世論を主導でき

15 KBS：もともと国営放送、一九六三年に受信料制度が導入され、徴収は韓国電力に委託、一九七三年に国営から政府出資の放送公社となった。財源は受信料と広告収入。

16 MBC：株式の七〇%は政府が持つ財団法人放送文化振興会が所有。政府補助や受信料はなく、主な財源は広告収入だが、一応公共放送と位置づけられている。民放としては、中央日報系のTBS（東洋放送）、東亜日報系のDBS（東亜放送）などがある。

る可能性を示唆した数字であり、デジタル時代のオストラキスモス（陶片追放）はこのように展開されるという事例となった。ネット上の世論形成が危険を孕んでいるという一つの証左である。

第三章 放送の公共性と公共放送

竹中懇談会も民間解放推進会議も公共放送は娯楽・スポーツなどは排除し、**真の公共放送に相応しい番組に徹すべきだ**というが、「公共性とは」、「放送の公共性」については何も触れていない。

公共性とは何か

斎藤純一横浜国立大学教授は「公共性」を次の三つに大別する。第一は国家に関係する公的な (official) という意味であり、ここでの「公共性」は、国家が法や政策などを通じて国民に対して行う活動を指す。公共事業、公共投資、公的資金、公教育、公安などはこのカテゴリーに含まれる。対比されるのは、民間における私人の活動で、この意味での「公共性」は、強制、権力、義務といった響きをもつ。

第二は特定の誰かではなく、すべての人々に関係する共通のもの (common) という意味であり、この意味での「公共性」は、共通の利益、財産、共通の関心事などを指す。公共の福祉、公益、公共の秩序、公共心などはこのカテゴリーに含まれる。対比されるのは、

私権、私利私欲、私心などである。

第三は誰に対しても開かれている (open) という意味。この意味での「公共性」は、誰もがアクセスすることを拒まない空間や情報などを指す。公然、情報公開、公園などはこのカテゴリーに含まれるだろう。この場合には、秘密、プライバシーなどと対比されると定義する。

放送の「公共性」は第二、第三のカテゴリーに属するといえよう。放送は街灯や公園のような公共財であり、公共放送には「公共財」としての放送を誰もが利用できることが求められ、それを維持するために、どのような放送法制が必要かという三段階の論考が必要となる。

井上達夫東京大学教授は、「公共性」とは、「公共的なるもの」と「私的なるもの」との対比においてはじめて意味を持つ概念であるとして、公共性概念が公私の区別に依存している以上、公共性とは何かを理解するには、何についての区別なのかを明らかにし、その領域、主体、手続き、理由の側面から「公共性」が検討されるべきだとして、

- 一、領域的公共性論 公私の区別は領域の区別であるから、「私的領域 (private sphere) に対して「公共的領域」 (public sphere) は、統治権力が秩序形成の主体となって規制すべき領域であり、公共性とは、統治権力の規制対象となりうる公的領域の固有性、この領域を私的領域から識別してその本性を意味する。

17 「インターネットとメディアの公共性 黄禹錫現象から見る世論と政治」 玄武岩 『現代思想』2006・3

18 斎藤純一『公共性』二〇〇五年 第十一版 岩波書店

二、主体的公共性論 公私の区別は主体の区別である。「私的主体 (private agent)」は、自己利益の追求を最優先してこれに没頭するのに対し、「公共的主体 (public agent)」は社会の共通利益を配慮し実現する責任を引き受け、そのために自己負担・自己犠牲も厭わない。公共性とはこのような社会的責任を引き受け遂行しうる主体の倫理的・政治的な資質・能力を意味する。

三、手続的公共性論 公私の区別は意思決定の手続き (procedure, process) の区別であり、「公共的決定手続」は特定の個人・集団を超えた社会公衆の意見・見解が広く投入される民主的経路を確保するものであり、公共性は政治的意思決定のための民主的手続の保障を意味する。

四、理由基底的公共性論 公私の区別は我々の行動や決定の理由の区別である。「私的理由 (private reasons)」は特定個人ないし特定の部分集団の行動根拠であり、「特異理由 (idiosyncratic reasons)」に依存しているのに対し、「公共的理由 (public reasons)」はそうした個人的理由から独立した理解可能性と妥当性を持ち、そのような特異理由に依拠する行動を制約する政治的決定の正当化根拠となりうる理由である。

放送の公共性はコンテンツにある

これまで「放送の公共性」については、電波資源の有限性と社会的影響力の大きさから論じられて来た。現行放送制度は昭和

二十五年六月施行の電波三法（放送法、電波法、電波監理委員会設置法）に端を発する。NHKと民放との二元体制が敷かれ、NHKは受信料を財源として国民の要望を満たす番組を「あまねく」全国に放送し、民放は県域を基本とする放送局免許のもと、地域との密着性を期待されながら、営利事業としての放送を行う。両者が「おのおのの長所を発揮するとともに互いに他を啓蒙し、欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受できる」ことが期待された。この根拠となったのが利用可能な周波数帯が限定されているという電波の希少性であり、チャンネル数が限定されることから、政府による許認可事業として、集中排除原則に基づきその多様性、多元性を確保し、国民にあまねく供給する義務を負わせた。

有限な電波ということから放送免許の諾否が総務大臣に授權され、総務省の権限を強める結果となった。放送局の開設申請が競合した場合は、電波法により最も公共の福祉に寄与するものが優先すると規定されており、行政庁による一元的な公益判断の承認が前提となる。免許の更新についても同様である。放送の公益性の審査をするということは単なる電波管理だけではなく、放送事業者の言論表現の自由に対する制約を意味する法構造となる。このことが総務大臣命令や指導などという言論統制を生むベースにある。同時に「電波利権」を生む構造ともなっているが、この問題についてはPART II「NHKと政治の章」で扱うこととする。

しかし、竹中懇談会のいうようにブロードバンド回線や通信衛星

などで、映像コンテンツの伝送路や伝送媒体が多様化する中で、「放送の公共性」は伝送路という「ハード」からだけでなく、放送番組そのもの＝「コンテンツ」という「ソフト」にシフトして考える必要がある。

湧口清隆国際通信経済研究所員と内山隆千葉商大助教は、

「素材としての『情報』に対し、『コンテンツ』は『情報』を加工して、編集者の意図や価値観を反映したものであり、『情報』が本源的な財・サービスであるのに対し、『コンテンツ』は派生的な財・サービスと考える。例えば、『ここで暴動が発生している』という『情報』に対し、暴動の映像や『市民の皆さん落ち着いて行動して欲しい』『市民の皆さん、今こそ決起せよ』などというメッセージは、編集者の価値観なり主張を加えたものである。(中略) インターネットを通じて、潜在的に誰もがコンテンツ供給者になり、誰もが放送と代替的に無限に近い映像コンテンツを需要できる状況が既にある。これはマスメディアに支配されない情報流通機構があることを意味し、『価値財』的コンテンツのマスメディアへの依存を提言させる。しかし、無秩序な情報流通が『レモン原理』(筆者注 Lemon Principle＝悪財が良財を駆逐し、市場が崩壊する)を引き起こすため、ネットに流れる情報は何らかの信頼性を必要としている」として、放送の公共性をコンテンツの「価値財」(merit wants, merit goods)としての特性から規定する。「情報のブランド」が求められるのである。誰でもが情報を発信が可能な時代であるからこそ、確かなコンテンツの制作が求められる。

21 「伝送路の多様化時代における放送の公共性 放送用コンテンツの「価値財」的側面から」湧口清隆国際通信経済研究所員 内山隆千葉商大助教 『公益事業研究 第五十四巻第一号』

公共放送とは

世界の公共放送は多様である。イギリスのBBC (British Broadcasting Corporation) のように、受信許可料を強制徴収している局もあれば、オランダNOS (Nederlandse Omroep Stichting) のように〇一年に受信料制度を廃止し、政府交付金と広告収入に財源を求める公共放送もある。フランスの公共放送は住民税の徴収時に受信料も一括して徴収するが、同時に広告収入も財源としており、番組の間にスポット広告を実施している。アメリカのPBS (Public Broadcasting Service) は寄付行為を財源とする非商業教育局が連合したネットワークである。テレビ・ニュージーランドTTVNZ (Television New Zealand) は受信料で運営される公共放送であったが、二〇世紀末、国民党政権の下で完全民営化が予定されていた。しかし、一九九九年に政権交代を果たした労働党はその民営化路線を変更し、政府一〇〇% 所有の株式会社となって現在に至っている。二〇〇〇年七月には、受信料を廃止して広告収入に頼る実質的な商業放送となった。このTTVNZの放送憲章は、ニュージーランド固有の文化の伝承や少数民族に配慮するなど、番組に強く公共性を求めたものである。有料衛星放送や商業放送のある中で、視聴者の信頼度は高く、TTVNZは放送界のリーダーとしての地位は揺るがない。

このように多様な公共放送を一括して定義することは難しいが、世界ラジオテレビ機構²²は公共放送の特性を、

一、普遍性 (全国民に視聴機会を提供し、大衆のための番組を提

22 World Radio and Television Council, "Public Broadcasting, Why? How? 2001"

供すること)

二、多様性(番組のジャンル、対象とする視聴者、議論される主題が多様であること)

三、独立性(商業的圧力、政治的影響力から自由であること)

四、特殊性(商業放送との区別を認識し、放送界を先導する役割を果たすこと)と定義した。

一九九九年、アムステルダムでEU加盟の首脳が集い「公共放送に関する議定書」を作成して、「公共放送はそれぞれの国の文化や社会にとって必要」と判断した。それを受けてEUメディア研究所は公共放送を、

一、国や地域の文化を伝える文化の担い手の役割

二、誰でもが見ることができ、見たい番組を自由に選べるオープンな放送

三、視聴者との開かれた対話と位置づけた。

日本の現行放送法はNHKの目的を「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ良い放送番組による国内放送を行い」と定め、国内テレビ放送には番組編集準則(放送法第三条の一、同一項)で「教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組」相互の調和を保つよう義務づける規定がある。

『デジタル時代の公共放送に関する勉強会報告書』²⁴は、これまでの法制下におけるNHKの「役割」を次の四つに整理した。

一、番組の多様性の確保

二、基本的情報の提供

三、質的に「良い」番組を通じた放送全体の水準の維持向上

四、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究

であり、一と二は、民放との二元体制によって成立する役割で、受信料と広告収入という存立基盤の異なる体制によって確保された情報の多様性と基本的情報の提供である。

三は、NHKの「良い」番組が民放を刺激することにより、放送全体の質的向上を期待できる。四は、放送の技術開発に関しては、その成果を民放にも提供し、ひいては視聴者に還元することも、豊かな放送文化の育成という意味で公共放送の役割であるとしている。

こうして世界の公共放送の定義をみると、公共放送の役割は「市場原理に任せただけでは十分に達成できない多様で質のよい番組を供給することにあるというのが最大公約数といえよう。

二〇世紀末、ドイツでは公共放送ARD(ドイツ放送連盟)、ZDF(第二テレビ)が衛星デジタル有料チャンネル(送信にスクランブルを掛ける方式)のPREMIEREやDF1と戦っていた。この二つの有料チャンネルが国内のプロサッカーリーグを独占し、〇二年と〇六年のワールドカップサッカーの国内放送権を一一五〇億円で獲得したのである。ドイツでは有料チャンネルと契約しない限り、自国開催のワールドカップサッカーが見られない状況に立ち至った。熱狂的なサッカー・ファンで知られるドイツ国民にとって許せる話ではなかった。EUからの指令「国境のないテレビの九十七年指令」で、スクランブルを掛けてはならないスポーツがリストアップされて事態は回避された。

ドイツPREMIEREが持つ十三の映画専門チャンネルのほとんどはハリウッド映画で占められている。多チャンネル化で八倍に

23 放送法第七条
二〇〇二年九月 NHKが設置した研究会 長谷部恭男東大教授が座長

増えた子ども番組も、その七〇%がアジア（特に日本）のアニメーションで占められた。これに対し、公共放送ARDは自国の文化を紹介する子ども専用チャンネル「キンダーカナル」で対抗した。平均視聴率一一%というから、市民に支持されたチャンネルとなっている。

公共放送「里山論」

筆者は公共放送とは宇沢弘文東大名誉教授のいう「社会的共通資本」であると考えている。社会的共通資本とは、国家のものでも個人のものでもない、皆で守るべき社会的装置のひとつである。所有権はつきりしないが、皆の財産として管理されてきたものを宇沢教授は「コモンズ」と呼ぶ。中東の地下水の管理、里山の入会権がそれにあたる。「コモンズ」の重要性は皆が使えるということにより、自分たちの共通の財産として大事にしようという心を育むことにある。パブリックの精神がそこから生まれる。

第四章 政府による介入

国際放送への命令変更と編集権を巡る裁判・放送法改正の閣議決定

NHK改革案が議論されるさなか、NHK番組への二つの政治介入とそれに関する裁判があった。一つは菅総務大臣の国際放送に対する命令変更であり、もう一つは、『E TVシリーズ2001戦争をどう裁くか』の二審判決で、「直接の政治介入はなかったが、NHKが政治家の意向を付度し、番組を改変した」と原告勝利の判決を下したことである。

映像国際放送の強化と政治介入

最初に国際放送に対する命令変更についてみてみよう。

現在、NHKの国際放送は三つのルートで発信、配信されている。

一、短波による国際放送「NHKワールド・ラジオ日本」

年間八五億円の経費のうち、国が二十三億六千万円程の費用負担をしており、放送事項は時事、国の重要な政策、国際問題に関する政府の見解などであり、一般向け放送は、日本語と英語で世界全区域へ発信される（一日延べ三十一時間）。地域向けは、欧州、北中南米、アフリカ、アジア大洋州など一七区域に二十一言語で放送（一日延べ三十四時間）。

二、テレビの国際放送「NHKワールドTV」

ニュースと情報番組中心一日二十四時間放送、海外在留邦人を対象。直径二・六mのパラボラアンテナとデジタル衛星チューナーによって世界で視聴可能。

三、テレビ番組配信「NHKワールド・プレミアム」

ニュース・情報番組・ドラマなど多様な番組による総合編成、ワールドTVと同じ衛星で、海外の放送局、CATVなどに一日二十四時間配信。子会社のNHK情報ネットワークが配信業務を行っている。

「日本から世界への情報発信強化が急務」とした小泉内閣で浮上した新たな国際放送事業は、総務省の「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」（主査 村上輝康野村総研理事長）で検討が進められた。中間報告では、実施主体はNHK情報ネットワークに委託するとあった。

〇六年十一月、菅総務相はNHKに対し、北朝鮮による日本人拉

致問題を「NHKワールド・ラジオ日本」で重点的に取り上げるよう命令を下した（現行放送法では、NHK国際放送に対し、国費投入の見返りに総務相が命令を下せるとしている）。²⁵

総務省は毎年度当初に「国の重要な政策、国際問題に関する政府の見解」を盛り込むよう命令しているが、「編集権の自由」を配慮して抽象的な表現に止めており、このような特定事項を指定したことは例がなかった。

この命令内容の変更を諮問された電波監理審議会（会長羽鳥光俊中央大学教授）は「拉致問題対策本部が内閣に設置され、問題解決を最重要課題として政府一体となって推進することに伴う変更であり、妥当である」と判断したが、同時に「命令の実施に当たっては、NHKの編集の自由に配慮した制度運用を行うこと」も求めた。²⁶

この放送命令は編集権を制限する内容であり、NHKは「政府の認識は受け止めるが、実際の番組制作は自主的な編集を行う」として、編集権を守る姿勢を示した。

日本ジャーナリスト会議や新聞協会は「憲法が保障する表現・報道の自由の根本原則に反し、放送法に定める放送の自由、番組編集

25 平成十八年度国際放送実施命令の変更「特に北朝鮮による日本人拉致問題に留意する旨を放送事項へ追加（平成十八年十一月八日）」

放送法第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを明告、又は委託して放送させる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命ずる（中略）ことができる。

放送法第三十五条（三十三条の）規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

26 改正前の放送法第五十三条の十「総務大臣は、「国際放送等の実施の命令」をする場合には電波監理審議会に諮問しなければならない。改正後の放送法

の自由などの基本原則を侵害する」として抗議した。与党内からも、沢雄二参議院議員が国会で「ニュース項目を選ぶという重要な編集権に口をはさむことになる」と糾しても、菅総務相は「自分の責任でやる」との主張を貫いた。

塩崎官房長官は記者会見で「放送の自由が問われるならば、この法律自体が問われる」と述べ、放送法の見直しの可能性を示唆し、片山虎之助参議院自民党幹事長も「命令というのは、おどろおどろしい。仕組み全体を見直す必要がある」と語った。（この総務相命令は憲法違反として、市民から訴えられ、大阪地裁で裁判が進められている）

『朝日新聞』によれば、すでに平成十八年三月、総務省の清水英雄政策統括官（当時）からNHKに対して、国際放送で拉致問題を重点的に扱うよう、口頭で要請があったという。当時の総務副大臣だった菅氏が「拉致で何か」と省内で発言したのを受けてのこと、省内では「副大臣案件」とも言われていたが、副大臣から昇格した菅氏は「命令の方がオープンだ」として今回の命令変更に至ったのだという。²⁷

平成十九年度は「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること」という実施命令が「国際放送（短波国際放送）」から「映像国際放送」（委託協会国際放送業務）へと拡大された。ちなみに平成十九年度委託協会国際放送業務で国が負担する費用は三億円で、国際放送の経費のほとんどは受信料で賄われている。NHKが北朝鮮の拉致問題を軽視したことなどまったくない状況で、これを政府命令とすることの意味は何なのか？ これではNHKが自主的に報道して

27 『朝日新聞』二〇〇六年十一月九日

いる拉致問題も政府に命令されて報道していると思われかねない。

この「十九年度の国際放送に対する命令拡大」をNHKはニュースとして報道したが、他メディアはほとんど黙殺した。

放送の自由は憲法上保障された言論表現の自由の一つであり、放送番組は「何人からも干渉され、又は規律されることがない」(放送法第三条) 筈であるが、これには「法律に基づく場合を除き」という但し書きが付いている。命令変更が放送法に基づいて実施されたことも事実である。こうした放送内容に対する政治的介入や行政関与を抑制できない状況は、法構造そのものに原因がある。菅総務相の命令が、結果として放送法の歪みの是正に結びつくのであるならば、それなりの意味はあったとすべきか。

これからスタートする映像国際放送は、国からの独立性を高める方向で運営主体や財源の議論がなされなければならない。海外への情報発信力の強化は政府が望んでいるところであり、海外に発信される日本の情報が薄いのも確かである。竹中懇談会の報告書では「テレビとIPによる外国語による国際放送を早期に開始し、編集の独自性を確保しつつ、子会社を設立して国際放送を実施すべきであり、そのための財政支援も検討する必要がある」としている。

しかし、公益と国益は時に相反する。映像国際放送が国策放送となつては世界から相手にされないだろう。編集権の独自性が保証されない限り、NHKおよびNHK三文字を冠した関連企業はそうした国際放送には手を貸すべきではなからう。国際放送を発信する機関、財源、編集権については、さらに議論を深める必要がある。

編集権を自ら放棄

従軍慰安婦問題を取り上げたETVシリーズ2001『戦争をどう裁くか』の第二夜『問われる戦時性暴力』(放送二〇〇一年一月三十日)を巡って、取材協力した市民団体が無断で番組内容を改編されたとして、損害賠償を求めた控訴判決が〇七年一月東京高裁であった。

問題の番組に係属したスタッフ(NHKと外注先も含めて)や介入したとされるNHK幹部とは同じ番組制作局で一緒に仕事をしたことがあるので、とても他人事とは思えない。また、担当ディレクターとは、二審判決後、この問題についてヒアリングする機会を得た。

東京高裁の判決

本件に関しては目下係争中(二〇〇七年四月現在)でもあり、最高裁の判決が下された後、PART IIで扱うこととして、ここでは「期待権」の侵害と説明義務違反について論考するに止めたい。

稿を起こすにあたってVTRをもう一度見返してみた。個人的な感想を言えば、「お粗末で観念的な番組」であった。ヴァイツェッカーやシラクの戦争責任に関する演説の引用も月並みだし、「これが真の法廷ではない」などというコメントはリテイクされて付け加えられたものに違いない。模擬法廷を扱っていることを前提にしての構成であることは自明である。原告側によれば「天皇の戦争責任を問うシーンがカットされた」とあるが、その内容は知る由もなかったが、放送時間が四〇分で通常枠より四分ほど短く、カットされた箇所があることは明らかであり、その穴を埋める間もなく、オンエアとなつたものと推察された。

28 イラン国営放送は〇七年七月二日から国際放送「ゴプレスTV」を始めた。英語の二十四時間放送で自国の主張を海外に発信するのが目的だという。

エンド・クレジットには制作協力NHKエンタープライズ21（以下NEP）ドキュメンタリージャパン（以下DJ）制作・著作NHKとあるので、番組がNHKからNEPに、さらに下請け会社DJに出されていることが判る。外部の協力関係のクレジットは資料提供に旧ユーゴスラビア国際刑事法廷とあるだけで、これだけの取材をしているのに奇異な感じを受けた。

一番は下請けにあたるDJのみに損害賠償として百万円の支払いを命じ、NHKへの請求は棄却していた。

東京高裁は「NHKは国会議員の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を忖度して当たり障りのない内容にした。改編の経緯からみれば編集権を乱用し、自ら放棄したものに等しい。担当者の制作方針を離れてまで改編したNHKの責任は重大」と認定し、一審判決を覆してNHKと制作に関連した二社に計二百万円の支払いを命じた。

判決は「NHKは憲法で保障された編集権限を乱用、逸脱し、自ら放棄したに等しい」というNHKの姿勢を厳しく問うものであった。

「取材者の言動などから取材対象者が番組内容に期待や信頼を抱くのもやむを得ない特段の事情があれば、編集の自由も一定の制約を受ける」との判断を示した上で、「政治家の発言を必要以上に重く受け止めたNHK幹部らが改編した」と認定した。判決は政治家が介入したとは認めていないが、NHK幹部がその意図を忖度して番組を改編し、原告の期待、信頼を侵害したという判決である。

二審判決では「編集の自由は尊重されるべきで、取材対象者が番組に何かの期待を抱いたとしても、番組の編集、制作が不当に制限されてはならない」としながらも、「ドキュメンタリーなどの場

合、取材者の言動により取材対象者が期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、取材対象者の番組への期待と信頼が法的に保護されるべきである」とする。さらに、「番組は女性（国際戦犯）法廷の判決までの過程を、被害者の証言を含め客観的に概観できるドキュメンタリーか、それに準じる内容になるとの期待と信頼を、原告が抱くのもやむを得ない特段の事情が認められる」としている。

NHKは直ちに上告した。

期待権の侵害と説明義務違反

判決は「NHKは事前説明とは異なる番組となったにもかかわらず、その変更について放送前に（取材対象者に）説明していなかった」と指摘している。

取材される側の「期待権」を認めた判決は、NHKのみならず全てのメディアの報道の自由を侵害する恐れのある問題である。判決はまず「ニュース番組とは異なり、ドキュメンタリー番組、または教養番組では、取材されるものの重大関心事である」として、ニュース番組とその他の番組を仕分けし、ドキュメンタリー番組や教養番組では取材対象者の期待と信頼を法的な保護の対象とする。また、事前説明と異なる番組となった場合は、その変更を説明すべきであるとした。

企画を書いた担当ディレクターからのヒアリングによれば、ディレクターはこの企画以前からNHKの番組を数多く手掛けており、NHKのプロデューサーとも懇意の間柄であったという。彼女が書

いた企画は、問題の第二夜の従軍慰安婦問題を含んだ二回連続のものであったが、最終的には四夜連続シリーズとなり、後の二本は外注ではなく局側の制作となったという。第二夜と第三夜の企画は彼女が書いたが、問題となった番組のディレクターはDJの制作ローテーションの都合で別のディレクターの担当となり、彼女は第三夜を担当したのだという。

NHKとDJの間に介在したNEPの役割はどうだったのか。通常では、NHKが外部に制作を委託する場合、NEPやNHKエデュケーショナル（以下NED）のような制作関連子会社を通じて外注される。予算もその流れとなり、NEPが制作費の一部を管理費として受け取り、残りの制作費が下請け会社に渡る。NEPはNHKと関連子会社との調整役を果たし、制作は三社合意のもとに進行するのが常である。今回の場合、DJのディレクターによれば、NEPのプロデューサーはほとんど機能することなく、時間が差し迫っていたこともあって番組内容についてはNHKとDJの直接交渉となっていたようである。DJの担当ディレクターによれば「NEPのプロデューサーは軽いノリの人で居たことはいた」という程度であつたらしい。外圧に対しては「右翼からの圧力があつたのは感じていたが、政治家による介入があつたかなど知る由もなかった」という。編集の最終段階ではDJ側が降りて、NHK単独の編集作業となったという。誰一人現場を経験したことのない者だけに、番組が編集されるという異常な事態である。彼女自身は「編集を離れたのでオンエアで見るだけだったが、その改編振りに愕然とした」という。判決の「番組は制作に携わるものの制作方針を離れた形で編集されていったと思われ」という指摘はここにあると思われる。

一方、企画書のコピーが取材協力した団体に渡っていたことが、取材される側の期待値を大きくしたことは否めない。一般にドキュメンタリーや教養番組では制作の過程で当初企画とは異なることはよくあることで、取材を深めて行けば必ず新しい発見があり、さらに取材を重ねて対象に迫ることはドキュメンタリーの常道というべきである。自らが番組を制作した経験に照らしても、事前に描いた構成案、予定稿、ロケ台本がその通りにでき上がったことなど皆無である。その方がドキュメンタリーの真実であり、誠実な制作手法だともいえよう。また、番組を制作するにあたり、取材相手が過剰な期待を抱くことは常であり不可避であるといえよう。特に行動する市民団体はそうした期待値が高いのは当たり前である。判決にある「取材対象者が期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは」という「特段の事情」が取材する側の自由を縛ることになりはしないか？ 逆に原告のような活動する市民団体を取材対象とすることの妨げとなることも予想される。取材相手の言いなりになつては客観的な番組は作れない。

担当のディレクターのヒアリングで驚いたことがいくつもある。第一は、企画を書いたディレクターが直接の担当ではなく、DJのローテーションの都合で別のディレクターが問題の番組を担当していたこと。第二は、現場を踏んだ者が一人もいない中で、最後の編集の詰めが行われたこと。第三は、NHKとDJの仲介を果たすべきNEPのプロデューサーがほとんど機能していないことなどである。

女性国際戦犯法廷を傍聴していたという民放のディレクターは、「この法廷はある種のプレイ（劇）であつたという。番組はそれを前提に企画されたもので、ドキュメンタリーという範疇ではないのではないか」と言っ

ていた。ドキュメンタリーかどうかは別の機会に譲るとしても、これは架空の法廷で行われたある種のロール・プレイと見るのが妥当であろう。

放送法改正(案)の持つ危うさ

二〇〇七年四月六日に閣議決定され、一六六国会で継続審議となった放送法改正案で、NHK受信料支払い義務化は先延ばしされたが、もう一つの「放送法違反の場合における放送事業者の措置」は看過することのできない法案である。この法律は『発掘!あるある大事典II』の捏造事件に端を発している。

放送法違反に関しては、電波法(七十六条)による行政処分として、無線局の運用停止または制限がなされ、さらに停止命令に違反した場合は免許取消ができるとあるが、これまで実施されたことは一度もない。今回の改正案では、七十六条の前段階の行政処分として、新たに総務相が放送事業者に「再発防止計画の提出」を求め、これに意見を付して公表できることになる。

要件は虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤信させるような放送をし、その放送により国民生活への悪影響、国民の権利侵害のおそれがある場合とある。この判断をする主体は総務相であり総務省である。

「誤解させるような」国民生活への悪影響「おそれがある場合」という表現はあまりに広義に解釈され、憲法の保障する報道の自由に抵触する恐れがある。何をもち「虚偽」となすかは判断の分かれるところである。

かつて、九二年九月に放送された『NHKスペシャル 奥ヒマラヤ、禁断の王国・ムスタン』で「やらせ」と「捏造」が問題となった。筆者もN

NHKスペシャル番組部を兼務したディレクター・プロデューサーとしてシリーズの『Nスペ』に関わった経験があり、担当ディレクターは仲間でもあった。

ことは朝日新聞が「NHKスペシャルのやらせ」と大きく報道したことから始まった。記事は『ムスタン』には「やらせ」の箇所が散見される。ディレクターのでっちあげたものである」というものであった。ニュース・ソースは番組で外注したスタッフからの告発であった。批判を浴びたNHKは内部調査委員会を設けた。その委員会報告によれば事実と異なる内容は「三ヶ月間、雨が一滴も降らない」↓「実際はわずかではあるが雨が降った」、「国境を守る警備兵」↓「実際は警察官」、「少年の飼っていた馬が死んだ」↓「実際は少年の飼っていた馬ではなかった」、「取材スタッフが高山病にかかった」↓「実際はスタッフの演技であった」、「岩石が崩れ落ちるシーンや流砂現象のシーン」↓「スタッフがそのシーンを故意に引き起こした」とのことであった。

「事実と異なるやらせがあった」という委員会報告に基づいて、九三年二月、川口会長(当時)は「NHKのドキュメンタリーは真実を語ると思っていた視聴者の方に対して失望をあたえ信頼を裏切った」としてテレビで謝罪し、「訂正とおわび」放送を行った。放送法第四条には「放送に真実でない事項を発見した時は、放送事業者は訂正または取消の放送をしなければならぬ」とある。

誤解を招くかもしれないが、筆者はこの番組は「やらせ」はあったとしても、演出が過剰なだけであって、「捏造」というにはあたらないと考えている。これはドキュメンタリーの方法論の問題として議論されてしかるべきことではなかったのではなからうか? 「ドキュメンタリー」という言葉はイギリスの記録映画監督ジョン・グリアスンによって映像の世界に導入されたが、ポール・ローザは「ドキュメンタリーとはアクチュアリティを

創造的に劇化することである」とまで言っている。

広義にドキュメンタリーを解釈すれば、『禁断の王国ムスタン』は「セーフ」だと思う。あるいは「再現」と表記すれば問題はなかったかもしれない。ディレクター自ら「ファンタジー・ドキュメンタリー」と語っているのだから。

『ムスタン』の例を上げたのは、手法として行われる演出と「虚偽」とのボーダーはフアジーであるからである。また毎日新聞の「西山記者外務省秘密漏洩事件」や「所沢ダイオキシンの報道」²⁹のように判断の分かれる微妙な問題もある。

総務省はこれまで番組内容への介入には慎重であり、行政指導も放送事業者が放送法違反を認めたことを前提にしてきたが、このところ、国際放送に拉致問題を取り上げられることを命令するなど介入が目立つ。このような放送法改正がなされれば、総務省としては番組内容の「虚偽」の有無とその程度、それによる悪影響などを業務として検討せざるを得ないのではなからうか？

この法改正は公権力が放送内容に直接介入する危険性を孕んでいる。総務相は否定するが、電波の許認可という「葵の印籠」をちらつかせてメディアを萎縮させ、メディアの権力監視能力を弱体化させることに繋がりがかねない。憲法の保障する報道の自由に抵触する法案であり、戦時中の検閲を思い起こさせる。

29 テレビ朝日ニューステーションが九九年二月放送した「埼玉県所沢産の野菜のダイオキシン類濃度が高い」との報道で、二〇〇三年十月最高裁は一審、二審の判断を覆し差し戻し判決が出た。

放送倫理検証委員会の発足

視聴者の信頼を取り戻し、このような放送法改正を阻止するには、放送界による自主的な検証機関が必要である。放送界の自主的な第三者機関としては、放送と人権等権利に関する委員会（BRC）など三つの委員会を運営する放送倫理・番組向上機構（BPO）があり、〇七年五月、その機構の中に「放送倫理検証委員会」³⁰が設立された。こうした第三者機関に期待するところ大であるが、過度の番組介入は慎むべきであろう。『発掘！あるある大事典Ⅱ』事件の教訓はジャーナリズムが公権力につけ入る隙を与えないようにすることではないだろうか？

真珠湾攻撃はアメリカ政府にジャーナリズムに対する検閲業務の必要性を思い知らせ、直後から軍による検閲と無線の制限が始まった。西海岸のラジオ局の発する電波が敵戦開機の誘導信号になる恐れから、深夜のニュースを除いてラジオは停波させられた。ローズヴェルト大統領は翌日の記者会見で、記者の愛国心に訴えて、ジャーナリズムが敵国を手助けしないことを要請し、合衆国修正憲法第一条「プレススの自由」に鑑みて、大統領は検閲業務をジャーナリストの自主性に委ねることにし、AP通信のニュース編集主幹バイロン・プライスを検閲局長に指名している。以後、戦時の国家秘密を守るための自主検閲は、プライスとそのスタッフの手で行われた。こうして、米ジャーナリズムはマンハッタン計画などの国家機密について沈黙を守ることになった。が、その沈黙は何をもたらしたか？

30 放送倫理検証委員会*委員会は放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審議を行う。万一、虚偽の内容により視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、放送倫理上問題があったか否かを調査して「勧告」または「見解」を出す。また、必要に応じて再発防止策の提出を求め、その実効性を検証する。委員長 川端和治大官法科大学院大学教授 委員長代行 村木良彦メディア・プロデューサー

確かに検閲規程を遵守すれば、報道の自由を侵害せずに、敵から軍事機密を守ることはできたかもしれない。つまるところ、自主検閲は、国家の利益を優先するという名目で、自主的にペンを殺すことをジャーナリストに押しつけたことでもあったのである。

第五章 外部調達の拡大

外注の危険性

裁判に戻ると、原告側のVAWW—NETジャパンが編集した『NHK番組改変と政治介入』³¹には、NHK内部における番組編集のプロセスやカット箇所、あるいは、当事者以外に知る由もない放送総局長、番組制作局長、教養番組部長の発言がこと細かに記されていた。おそらくは内部告発によるものか、外注先のプロダクションのスタッフの記憶によるものだろう。

編集や制作の過程でディレクターや編集マンの他に、デスクやプロデューサーが加わることはよくあることである。与える影響が大きい番組ほど、そうした傾向は強い。特にNHKスペシャルや大河ドラマなどは関係各部の局長や部長を招いて放送前にオーディション（試写）が行われるのが常である。番組は試写室だけでなく、局内のラインでも流され、クレームが付けば再編集が行われる。一般に担当ディレクターの思い込みが番組のバランスを崩してしまうことはよくあることで、番組の持つ影響力を考えて様々な角度から

チェックが入るのは通常のことである。ディレクターの頃、提案した企画が没にされたり、書いたシナリオがプロデューサーのデスクの引き出しに眠ったままとなっていたことを思い出す。しかし、組織でコンテンツを制作するとはそういうことだろう。³²

ドキュメンタリー制作の過程

番組内容だけでなく技術試写も行われる。筆者がディレクターをしていた頃、三時間に及ぶ番組のインサート部分を放送時刻の三時間前に完成させたことがある。現在の『NHKスペシャル』の起源となった『70年代われらの世界』という番組の一発目のインサート部分であったが、技術スタッフに「VTRの試写なしに放送することまかりならぬ」と言われて閉口した。VTRを巻き戻していたら放送に間に合わないではないか！「何のための試写か、この石頭メ！」とも思ったが、そのプロ根性には頭が下がった。結局三点チェックで許して貰ったが、番組がディレクター個人のものでない一例である。

ドキュメンタリーのディレクターとしては編集をしながら、取材対象を呪い、罵倒し、ストレスを発散させていた。暗く狭い編集室での独り言や会話までが公開されるのであれば、筆者などとくに死刑になっている。

納得が行かないのは、なぜ制作中の番組内容が取材対象者や外部に漏れ、放送前に右翼などからの圧力が掛かったかということである。ドキュメンタリーを制作する場合、取材対象に密着しながらも、一定の距離を保つことは必要かつ最低の条件である。番組を制

31 『NHK番組改変と政治介入 女性国際戦犯法廷をめぐる何が起きたか』世織書房二〇〇五年六月一日

32 内部告発をしたプロデューサーはNHKのコンプライアンス委員会に問題提起をしたが、取上げられなかったので告発に踏み切ったと述べているが、これについてはジャーナリズムにおける組織を個の問題として稿を改めて論じた。

作する側が企画・制作中から取材対象にのめり込み、相手に過剰な期待を抱かせる状況を作り出していたとすれば、そこに問題がある。特に取材対象が行動する市民団体の場合、その主張や意見が反映されるとの期待を抱くのは当然である。

もう一つ疑問に思うことは、何故NHKはこうした番組こそ公共放送が託したかということである。むしろ、こうした番組こそ公共放送が自ら制作すべき番組ではなからうか？ 外部のプロデューサーやディレクターから情報を仕入れ、番組を制作委託するという構造に問題はなかったか？ 企画が外部から持ち込まれ、さらに下請けが制作する構造のなかでは、企画段階で外部のプロデューサー（NHKOBであったが）が取材対象との間にどのような話がされ、ディレクターが制作段階でどのような約束をしたかなどNHK本体としては知る由もなからう。まして、疑似法廷が取材の全てなのに、NHKのスタッフは誰一人現場を踏んでいないのである。このような状況では外部委託された番組のチェックは難しいというより至難であろう。

視聴率ゼロを目指して

福祉番組のプロデューサーをしたことがある。視覚障害者、聴覚障害者、障害幼児、肢体不自由向けなど週六本のレギュラー番組の責任者であった。目標は「視聴率ゼロ」を目指すことであった。こんなプロデューサー冥利に尽きる番組を担当したことはなかった。誰も番組を見なくてよい日が来ることを願って番組を制作していたのである。実務では障害者とのコミュニケーションが課題であった。視覚障害者は「連」という連なりを作ってスタジオまで案内する。聴覚障害者には手話や口語、唇を読んだのトータル・コミュニケーションが必要だった。筋萎縮症や肢体不自由者の出演者であれば、車

椅子のままでもポリ袋に尿を取るのも仕事であった（当時は車椅子用のトイレなどなかった）。障害を持つ子どもの親達、茅誠司東大総長、井深大ソニー名誉会長、義父の介護を続ける南田洋子さん等が出演して自らの体験を語ってくれた。皆本音を語る大事な出演者であり、福祉番組の隠れた支援者だった。番組は川野楠己PDや山口武PDなどベテランのディレクターが支えていた。彼等はこの道一筋のプロフェッショナルであった。

最初に転勤をした大阪放送局の制作部（旧教育部）では、被差別部落問題についての確な判断を下すことのできる石井敏雄プロデューサーや福田雅子ディレクターがいた。彼らは取材対象者を熟知して、深い信頼関係で結ばれながらも一定の距離を保っていた。外注化の流れのなかでそうしたノウハウの蓄積や伝承が失われ、制作スタッフの空洞化現象が起きているのではないか？

だが、視聴率ゼロを目指すなどといっておれない場合もある。CK（名古屋放送局）へ転勤してプロデューサーとして担当した番組のひとつに『中学生日記』がある。この番組は中学生の日常をドラマとして描くもので、名古屋在住で局まで一時間以内で来ることが出来る中学生という条件でオーディションをして、合格した素人の中学生ばかりを登場させる番組で、我々はドキュメンタリーの積もりで制作していた。番組内でも実名で呼ばれる彼らは、番組の素材そのものでもあった。オーディションは演技で選んだのではない。進学を目指す優等生もいれば、ツツパリで頭に刺りをいれたのもいる。いじめられそうなものも必要だった。「百人の中学生がいれば、百のストーリーがある」。それがわれわれのテーマであった。筆者がプロデューサーをしている時、前身の『中学生次郎』から教えて二十五周年を迎えたCKの最長寿番組であった。しかし、この時TBS系のネット『金八先生』が始まった。同じ中学生の日常を描く番組で、出演者には

今をときめく華やかなティーンの若者で埋まり、その名の通り金曜日の夜八時のゴールデンアワーにスタートしたこの番組は人気となった。『中学生日記』が潰される。プロデューサーとしては危機感を抱かざるを得なかった。海援隊が歌うテーマ『贈る言葉』は名曲であった。街のあちこちから「暮れなずむ…」が聞こえてくれば、『日記』のプロデューサーとしては憂鬱になった。が、同時に、この地元根付いた番組が食われてたまるかという気にもなった。東京からはもう名古屋で作るのは止めろという声も聞こえてきた。しかし、どっこい『日記』は生き残ったのである。解決のない教育現場をそのまま解決のない状況で、視聴者にぶつける姿勢が支持を得た。この泥臭い『中学生日記』はCKの看板番組として今も生き続けている。視聴率を気にすると言われても、公共放送が戦わなければならぬい時もあるということだろう。

外注化のメリット・デメリット

番組の外部調達がNHKの多様化に貢献することも確かである。エンブレ、情報ネットワーク、エデュケーションなどの制作関連会社、あるいはATP（全日本テレビ番組制作者連盟）に属するプロダクションには、優れたプロデューサーやディレクターが多数いる。彼らこそNHKや民放を半世紀近く支えて来た先達であり強者達である。

テレビのアーカイブやラジオの『深夜便』などで、今も懐かしい声を聞くことができるし、いにしえの名ディレクターがそうした番組を陰で支えていることも知っている。彼らは本体よりもノウハウを持ち、優れた番組を作る能力がある。だが、そうしたベテラン達もやがて退場して行くだろう。こうしたプロフェッショナルが去っていった後、そうしたノウハウや技術はどう伝承されていくのだろうか？

NHK、民放を問わず番組の外注化が進み、放送局内での番組制作の空

洞化が目立つ。民放の『発掘！あるある大事典Ⅱ』番組捏造事件も外注化にその一因があった。関西テレビのディレクターに聞いたが、フジ系列のネットの中で日曜九時というゴールデンアワーに位置づいたこの番組は関西テレビとしては視聴率を上げて何としても死守しなければならない帯であったという。

育成ローテーション

NHKのディレクター・プロデューサーをしていた頃、『紅白歌合戦』をまともに観たことはなかった。担当していた番組が問題の教育・教養・ドキュメンタリーであったことと、地方勤務が長く、この時間帯は『ゆく年くる年』の中継仕込みやりハーサル、回線テストなどに追われていたからである。

京都の放送部長をしていた頃、ラジオの『ゆく年』で化野（あたしの）の念仏寺を中継したことがある。テレビでは知恩院の僧侶が掛け声を掛けて撞く大鐘とか、清水の舞台から八坂神社の「オケラ火」取りの中継という定番があるが、一年置きに巡ってくるラジオの『ゆく年』は、音だけが勝負とあって苦労する。伏見工業から京大出というラガーで京都市生え抜きを置けば、遠近（おちこち）の鐘も聞こえます」という企画に乗ったのが敗因であった。確かに念仏寺は大覚寺から天竜寺といった名刹に囲まれている。時あたかも「アン・ノンブーム」、雑誌片手に嵯峨野を歩くアンノン族にも受けるだろう。

大晦日、部長席で生放送をモニターしていて驚いた。念仏寺の鐘に混じって聞こえて来たのは、遠近の鐘ならぬ犬の遠吠えであった。煩惱を払う除夜の鐘に驚いた嵯峨野の犬が一斉に吠えたのである。あそこは捨て犬が野犬化しているというニュースを思い出したが後の祭りであった。中継

を終わって局に上がって来たスタッフを慰め、石段下の飲み屋に繰り出して新年を祝った。その屠蘇気分も覚めやらぬ正月三日、金閣寺に猟銃男が入り込んだというニュースが同じ中継班の初仕事であった。こんな越年を繰り返していたから、『紅白』とはおよそ無縁であった。

今年こそはNHKを揺るがす不祥事となった『紅白』を観なければなるまいと思っただが、観て驚いた。何とOZUMAの背後で踊る女性がその歌のフィナーレで生まれたままの姿となったではないか。こんなことならもつと前から観るべきであったとも思っただが、放送人としては「これはマジ」と直感した。案の定！ 局には抗議の電話が殺到し、総合司会の三宅民夫アナは「抗議の電話が寄せられておりますが、裸ではございません。何かを着ておりました」と(いうような)言い訳を繰り返していた。ヨセよ！ 着ていたか着ていないではなくて、裸を演出したことが問題なのだ！

この『紅白』がNHKエンタープライズに「外注」されていたこと、OZUMA側がリハールとは違った演技を勝手に加えたことなどを後で週刊誌で知った。こうした「ナマ」番組はチェック機能が働かないことは当たり前で、どんなハプニングが起るか知れたものではない。視聴率が五〇%を超える番組であればメディア・ジャックもあり得るだろう。NHKの行く末が問われているこの時期、発端となったのが『紅白』のプロデューサーの不祥事ではなかったのか？

平成十八年の『紅白』の総合同会をした三宅アナも京都放送部で一緒だった。スタジオ入りを前に部室でニュース原稿をチェックする三宅アナの声は遠く部長席まで聞こえて来た。彼は意図的に部全体に原稿内容を知らせていたのか、地声が大きかったか、そのどちらかである。放送部員全員が聞いていれば、ミスも減ろうというものである。ソニーの前身「東通工」が町工

場だった頃、海軍の手法を取り入れ、艦長の声を伝える「伝声管」を使って指示を出していたのと同じやり方である。「ことばおじさん」として名を馳せ、『みんなのうた』で踊っている梅津正樹アナも彼と机を並べていた。野村正育アナもいた。新米だったが京都育ちで重宝がられていた。

ニュース・デスクは警察無線を盗聴していた。ノイズ混じりの無線が放送部長席まで筒抜けで、放送部長としても「サツ」の動向は四六時中キャッチできた。もつとも『グリコ森永事件』の犯人も無線を盗聴していた、犯人を取り逃がすミスがあつてからアナログ無線は消えてしまった。

経済を論ずる今井純子解説委員も京都赴任の駆け出し記者であった。確か初仕事は京都植物園の盆栽展の取材だった筈である。彼女の原稿を見て、デスクが頭を抱えていたのを覚えている。ヒマネタで二〜三行で片付く筈の「盆栽展」だが、原稿は「サツキ」はバラ科の植物でから始まって、「サツキ」という植物について延々と蘊蓄が傾けられていたのである。解説委員としての素質は十分だったが、ローカル・ニュースのコメントとしては失格だった。

放送部長としては、会計検査院の立ち入り検査に対応するのも仕事であった。『きょうの料理』のスタジオに案内すると、大村はまささんが京のおばんざい作りの最中。「番組で紹介した後、料理はどうするのか？」と会計検査員に聞かれて、「適当に処分します」と答えたのは我ながら名答であった。彼らも深くは追求せず「そうでしょうな」で済ませてくれた。

若いディレクターが麻薬売買をスクープしたことがある。麻薬は「金魚」の形をしたプラスチック製(駅弁の醤油やソース入れの)小瓶に入って、覚せい剤が取り引されているという情報が入り、隠しカメラで麻薬取引の現場を押さえた。問題は放送後に起きた。ドキュメンタリーを制作するには、時に危ない橋も渡らなければならない。放送終了後、「組」から取材協力の見返りに「感謝状をよこせ」という要求が来た。これからが部長の仕事である。

「組」事務所にはNHKという三文字入りの額が飾られるのは、公共放送の放送部長としては何としても避けたかった。取材協力者の「期待値」の恐ろしさが身に沁みただけであった。

地方局の放送部の日常を紹介したが、誤解を恐れずに言えば、そこにはプロとしてのノウハウの蓄積があり、職人集団としての文化の伝承があった。こうした職人集団が日々の公共放送を支え、放送人を育てていたのである。

子会社の整理・統合に関する各報告、答申の分析

竹中懇談会報告は、NHK本体については子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、

一、子会社を含むNHKグループ全体の肥大化が不祥事と非効率を招くのでスリム化が必要。

二、娯楽やスポーツの部門は公共性が高いとは言えないので関連会社に分離。

三、伝送部門を子会社化。子会社への集中発注体制を改める。

四、外国人向けの映像による国際放送を早期に開始するにあたり、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受入れるとともに、必要な国費を投入するとしている。

規制緩和・民間開放会議答申では、NHK本体を公共放送目的に限定し、スリム化。本体組織から音楽・芸能・スポーツなどの制作部門、アーカイブ部門、海外国際放送部門を切り離す。

工程プログラムでは、NHKとの協議の上、早期に音楽、芸能、スポーツの制作部門の一部分離を進めるとある。

NHKが子会社の株式会社化を図ったのは島会長時代である。それまで公共放送傘下の株式会社としては「日本放送出版協会」(NHK出版)があつた程度で、関連企業の多くは財団や公益法人であつた。放送法が改正され、NHKの関連会社への出資が可能となり、財団法人や公益法人を株式会社化して、営利を目的とした副次収入の拡大が図られたのである。

その商業化路線は民業圧迫との批判を浴び、業務範囲は大幅に制限され、インターネット利用に関しても放送の補完としての利用に限定するなど、子会社の業務範囲に関するガイドラインは、政令の出資対象事業に限られた。

一方、関連子会社はNHKの三文字を冠しているので、外部からはNHK本体と関連会社を判別できなくなる問題も生じた。子会社による『プロジェクトX』の事業展開にあたり、NHKの理事が企業を巡るなどしたことから、子会社との業務範囲が曖昧で、子会社同士の事業範囲が重複して判然としない。番組制作子会社が請け負った業務をさらに下請けに出して品質管理が徹底していない。子会社がNHK退職者の受け皿となっている。NHKとの随意契約が多く、癒着があるなどの批判を浴びた。

竹中懇談会の松原座長は「本体で儲けずに子会社に儲けさせるという特殊法人の典型であり、利潤を本体にもっと還元させれば、受信料は安くなる」と発言したが事はそう簡単ではない。

関連会社での体験

BK編成部長として、関西の番組制作を行うNHK関連会社設立の青図を引いたことがある(関連会社の再編で地方独自の制作会社がなくなったが、フランチャイズを持つ地域に根ざした関連会社はあつてしかるべきだ

と思うのだが)。社名は最初「ソフトブレン」としたが、英語で脳軟化症を意味すると言われて、「メディアプラン」に変更した。東京勤務では会長（室関連事業推進本部主幹として四つの会社の設立に関わり、二つの株式会社）に役員と役員待遇で出向した。出向先で実感したことは、NHKの三文字を冠した株式会社を経営することの難しさである。公共性を意識すれば自ずとその業務範囲は制限される。利益を追うだけでは済まされないのである。出向した日本放送出版協会（NHK出版）を例に取れば、当時語学テキストで赤字なのは英語関連テキストだけであつたが、他の六つの語学講座も赤字覚悟で品揃えしなければならない。

同じ関連会社どうしで、パッシングが起きていたのも確かである。どこまでがA社であり、B社であるのかテリトリーが判然としないのである。

NHK関連企業の多くは株式会社化してから日が浅い。そうした企業群がここまで利益を上げて来たことは刮目すべきであるが、内情は株式会社として基盤が確立されたとは言い難い。赤字決算をすれば、「受信料から出資しているのに何事だ」との批判を浴びる。

BBCの関連会社のビジネス展開と比して、NHK関連企業の売上高、事業収入、利益とも貧弱なのは、商業化路線批判、民業を圧迫という批判への配慮もある。NHKの関連企業についてのどのような業務を子会社化し、どこまでを株式会社（エンブラ、出版など）、関連会社（放送衛星システム、日本文字放送など）、公益法人（サーバーセンター、N響、厚生文化事業団など）の業務とするか、NHKソフトウェアとエンブラが合併し、地域の制作会社の統合やNHKテクニカルサービスとNHKコンピュータサービスが合併したが、NHK自らがその業務範囲を見直し、さらなる統合・整理を図る必要がある。

デジタル化と地域放送局

二〇一一年七月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、NHKと民放はともに巨額の設備投資を迫られている。地方の民放にとつて、デジタル化は必ずしも広告収入の増大には繋がらない。ブロードバンド化の普及や通信衛星による伝送路の多様化、CATVとの競合が経営を圧迫することになる。マスメディア集中排除の緩和は、確かにローカル民放の救済措置とはなるが、東京キー局による系列化が進み、中央の経営支配が強まり地域における多様な言論を保つことが難しくなる。

ローカル局のコンテンツ制作については、NHKが全国で県域やブロックの放送時間帯を組むとすると、各局の単価が全中（全国放送）の一割としても、四〇局であれば全中の四倍の経費が掛かる計算となる。これは単純にコンテンツ制作の直接経費の比較であり、間接費を加えると桁違いの数字となる。さらに、視聴者一人当たりの単価を比較すれば、地域放送が割高なのは自明である。ローカル放送といつても、効率的な編成ブロック放送が増加し、県域サービスは減少の方向で経費の節減が図られるだろう。地上デジタルへの設備投資で苦しむNHKや民放の実態を考えれば、地方局の再編やローカル放送の予算が削減されることは想像に難くない。

デジタル化は総務省が計画したもので、その経済効果は期待できても放送局や視聴者に負担を強いる。竹中懇談会は「大容量の伝送を必要とするハイビジョン化を限定的にすることで、多チャンネル化を確保すべし」などというが、重複した設備投資は必ずしも効率ではない。

第六章 BBCとNHK

竹中懇談会の松原座長は、「公共放送が発達し、競合する民放がないイギリスと我が国を比較することは無意味」だとして、その比較を拒み、竹中平蔵慶応大学教授（前総務相）は「アメリカと比べてどうしてこう差がついてしまうのか」と日米の比較において、情報通信企業への苛立ちを隠さない。

日英を比較したくない理由はもう一つあるのではないか？ それはBBCが政府の云う事を一度も聞いたことがないからであろう。

竹中氏の目指すアメリカ型競争社会もさることながら、同じ公共放送のBBCとNHKを比較することは、デジタル時代におけるNHKの立場をより鮮明にすることにもなる。

イラク報道を巡って

イラク報道を巡るブレア政権とBBCの確執があった。発端は二〇〇三年五月二九日、BBCのラジオ番組『TODAY』でアン・ドリュウ・ギリガン記者が「イギリス政府がサダム・フセインは四十五分以内に大量破壊生物兵器を準備できるといふ情報を流し、国民を戦争へとミスリードした」という発言であった。ニュース・ソースとみられたケリー博士が自殺したことも事を大きくした。事実関係を調査したハットン卿を委員長とする独立司法調査委員会は「BBCの過ち」と報告し、二〇〇四年一月、ギヤビン・デイビス経営委員長とグレッグ・ダイク会長が共に責任を取って辞任した。BBC職員はダイク会長の復帰を望む異例のデモを行った。

二〇〇〇年一月、トニー・ブレア労働党政権下でBBC会長に就任したグレッグ・ダイク氏は、労働党政権に近い存在とみられてい

た。しかし、イラク戦争が始まる以前から、政府はBBCを攻撃目標としてきた。BBCで国際問題を担当するジョン・シンプソン編集長は、イラク戦争が始まる前にこう書いている。「スエズ、ビアフラ、ベトナム、フォークランドなどの報道で、BBCは戦争に反対する側を十分に取材して報告した。いずれの場合も、労働党、保守党に限らず政府はその路線を支持させようとして、BBCに圧力をかけてきた。その都度、BBCは政府に抵抗した。BBCに圧力をかけるといふことでは、政府はほかのすべてと同等の権利を持っている。ただ一つの問題は、BBCが政府の圧力に屈してしまうかどうかということだ」。

イラク戦争が終わって「レイム・ダック」と化したブレア首相（当時）をみれば、国民が政府とBBCのどちらを支持したかは自明である。

特許状と協定書

BBCに関しては、ほぼ十年毎に国民の代表を網羅した政府任命の放送調査委員会が設けられ、その将来像について勧告がなされている。委員会は下院議員や民間各界の有識者からなり、その委員長名を取ってピーコック委員会とかピルキントン委員会などと呼ばれる。（ただ委員会の勧告や提言がそのまま実現するとは限らない）

十年毎というのは、BBCの免許が国王の名によって下付される特許状（Royal Charter）に基づいており、それがほぼ十年単位で更新されるからである。商業放送（民放）が議会制定法（放送法）によって律せられるのに対し、BBCには国王の名の下で特別な地位が与えられている。一方、協定書（Agreement）はBBCの業務運営についての政府との間で合意した文書で、特許状とともに更新さ

れるのが常である。

特許状はBBCの目的や権限や任務をおおまかに定めているだけで、禁止事項や制限事項はなく、BBCが広範囲な活動に従事することを許す授權文書の性格を持っている。十年という許認可の長さも、政権交代などによって振り回されることのない独立性、長期にわたる財政上の安定を保証してきた。そうした自由度がBBCの発展を支えてきたともいえよう。

イギリス政府は二〇〇六年春（前特許状は〇六年十二月三十一日で期限切れ）、年間三十億ポンド（約六千億円）の収入をもたらす受信許可料制度の維持・継続を決めた。これによりBBCは少なくとも〇七年からの十年間、新しい特許状のもとで公共放送の使命を果たすことになり、十億ポンド以上とみられるデジタル化への投資やインターネット番組配信などの新しいサービスに取り組む財源を確保した。

イギリスの商業放送

イギリスの商業放送（民放）は、広告収入を財源とする非営利法人が運営するチャンネル4（無料チャンネルとE4という有料の若者向け娯楽と映画専門チャンネルを持つ）、チャンネル3（通称ITV=Independent Television 全国で十六局ある）、同じくチャンネル5（通称Evo）があり、ローカル放送も充実している。ルパー・マードック氏の率いるBskyBが衛星デジタル・サービスを展開しており、CATVはn1とテレウエストの二社による寡占状態であるが、その保有チャンネル数は多い。

日本を先駆けて放送のデジタル化が進んでいる。多チャンネル化は視聴時間を増やしたが、BBC1とITVはともに視聴率を減ら

し、映画、スポーツ、娯楽などの専門チャンネルに視聴者が流れているのが現状である。

イギリスのメディア王と会って

四つの関連会社を立ち上げ、自らもNHKソフトウエア（現エンブラと統合）の役員として出向していた頃、電通ニューメディア局長から転籍した長畑芳明社長（関連子会社を立ち上げた時、民間企業十数社から役員を求めた。彼らは出向や転籍したりで立場は様々であったが、初期の関連株式会社の基礎は彼らのノウハウによって築かれた）に同行して、メディアの巨人ロバート・マックススウェルとロンドンのオフィスで面談したことがある。彼は当時、メディア王の座をマードック氏と激しく争い、専用機で世界を飛び回っていた。我々の目的はCATVやデジタル衛星が急速に展開するイギリスにNHKのコンテンツを売り込むことだったが、上手く行かなかった。マックススウェルは地中海をクルージングしていて、ヨットから転落して謎の死を遂げたが、その頃からITVの視聴率はBBC1を超えていた。イギリスは衛星放送、CATVを含めて、商業放送は花盛りで、「競合する民放がない」などということはなかった。松原氏の言うほどイギリスの民放や衛星放送はヤワではない。

民営化の魔の手？ ～サッチャーの執念～

イギリスが放送のデジタル化をスタートさせた世紀末、BBCが発表した『二十一世紀のBBC』(The BBC Beyond 2000) というペーパーに次のような文言がある。「BBCに常について回るのが特許状の期限である。今度は二〇〇六年で切れる。その後は何も保証されていない。だが、我々はBBCの存続を信じて疑っていない。何故と問われれば、国民が必要としているからというほかな

い。デジタル多チャンネル時代にはたぶんいっそう必要とされるだろう。今から思えば、サッチャー元首相のような近視眼的な市場主義者の民営化の魔の手を逃れられ、取り返しがつかないことにならなくてよかったということだ。³³

サッチャー元首相を「近視眼的な市場主義者の民営化の魔の手」とはよく言ったものだ。それほど彼女とBBCとの確執は凄まじかったということであろう。

歴史を辿ると、BBCは幾度も公共放送の座から追われかけたことがある。第二次世界大戦中、チャーチル首相はBBCの国営化を図っている。

一九八一年のフォークランド紛争の報道では、BBCは自軍を「我が軍」でなく「イギリス軍」、「敵軍」を「アルゼンチン軍」と呼び、マーガレット・サッチャー首相の怒りを買った。アンドルー王子も参戦した国を挙げての戦いのさなか、客観報道に徹するBBCに彼女は我慢がならなかったのである。戦時の首相に対する国民の支持率が圧倒的であることは歴史が証明しているし、紛争さなかのサッチャー首相も例外ではなかった。だが、BBCは戦う「鉄の女」の指示に従うことはなかった。そのほか、IRA（アイルランド独立をめざすカトリック系非合法組織）の報道でも首相との確執を生じた。ミルン会長は、辞任することがBBCを守ることだという結論に達したのであった。

サッチャーの父親は小売商の事務員から身を起こし、商店を営んで成功して市長にまで登り詰めた庶民階級の出である。そうした父

33 養葉信弘『BBCイギリス放送協会 パブリック・サービス放送の伝統』東信堂 二〇〇三年 か

を尊敬する彼女は、「オックスフォード大学を卒業したといってもデイスエスタブリッシュメントそのものであり」、³⁴ BBC職員のように市場の敵しさも知らず、左翼的言動を弄して国家を批判する連中を許せなかったのである。彼らは税金にも等しい受信許可料の上にアグラをかいて、庶民階級を小馬鹿にする「天敵」であった。BBCのような市場経済からはみ出た公共機関は必要悪であり、切り捨てられるべき存在だと彼女は確信していた。サッチャーは受信許可料を「刑事罰によって強制される人头税」と呼んで、BBCに広告を導入すべきだと主張して、文化経済学者のアラン・ピーコックを委員長とする調査委員会を発足させ、BBCの民営化を目指した。だが、彼女の主張はそのピーコック委員会（The Committee on Financing the BBC 1985）によって退けられた。委員会は受信許可料の維持を勧告したのである。『インディペンデント』紙によれば「悪魔のB（ボルシェビキ）B（放送）C（協会）」に投げつけるハインドバックを振り回し始めた時、サッチャーは権力の座から滑り落ちてしまった」のだ。

後を継いだメージャー首相は銀行員としてナイジェリアに駐在していた頃、BBCの海外放送を聞くのが楽しみだったという体験からBBCに好意的であった。彼は「BBCが大部分の有権者に愛され、世界中で尊敬されている重要な国民的財産であることを認識すべきだ」として、³⁵ サッチャーの意志を継ぐことなく、公共放送としての存続を支持した。

34 森嶋通雄『サッチャー時代のイギリス』岩波新書49 一九八八年 から
35 Centre for Policy Studies, 1991, *A better BBC: Public Service Broadcasting in the 90s*

サッチャー首相 NHKへ来局

一九八二年、フオークランド紛争が終結した三ヶ月後の秋、来日したサッチャー首相がNHK放送センターを見学したことがある。彼女の漏らした感想は、「NHKはIBMのコンピュータですべてを管理していて素晴らしい。我がBBCの情けないことになったら、コンピュータなど一台もない」を繰返したらしい（案内した幹部からの伝聞である。こちらは一介のプロデューサーであって、物見高く人垣の間から覗いていただけ）。昭和五十七年といえば、NHK教育テレビで『マイコン入門』講座がスタートして大ヒットした年だが、NHKに導入されたIBMのコンピュータは役立たずの見本であった。漢字変換はもとより、すべてにスピードが遅く、引っ叩きたくなるような代物で、それを使わないとリソースの予約ができないときている。もともと人間系で電話一本で済んだことなのに。恍けたシステムに往生していた現場のデスクとしては、「サッチャーさん、何ということを言ってくれるの！」と怒った覚えがある。

サッチャーのNHK来局とは無関係であるが、その後のBBCのデジタル・メディアへの取組みは速かった。放送センター内に「コンテンツ・プロダクション・センター」が設置され、BBCオンラインのブランドの元に新たな戦略を展開した。オンラインの初代部長は公募に応じた一人で雑誌の編集者だった。一九九六年にはマルチメディアセンターとして『ホワイティ』が誕生し、パブリック・サービスとしてのホームページの運営、オンラインサービスの展開を開始。ニュースもアメリカのニュース配信事業者AP（アメリカン・プレス）と共同で世界各地一〇〇カ所に分散する取材拠点の一万二〇〇〇人のジャーナリストが使用できてしかも四十八カ国語に対応できるニュース番組制作のシステムであるENPS（Electronic News Production System）を開発するなど、民業圧迫と云われて、デジタル・メディアへの進出がままならないNHKの遠く及ばないサービ

スを展開するのである。

受信許可料（BBC）と受信料（NHK）の差異

継続が決まったBBCの受信許可料（Receiving Licence Fee）³⁶とNHKの受信料の違いは、イギリスでは受信許可料を払わずにテレビを見ることは、運転免許証なしに自動車運転することと同じ違法行為であり、刑法に基づいて罰せられることである。したがって、その徴収率は九四％（〇三年）の高率である。また、全視聴者から直接に受信許可料を徴収して（これはNHKも同じ）、BBCトラス（旧経営委員会）の監督を受けることにより、この制度が政治団体や既得権益を持つ圧力団体からのBBCの独立を保障する基盤となっている。また、BBCの受信許可料の額は物価スライド制であることが、値上げ申請の度に国会の承認を必要とするNHK受信料と異なる点である。

一方、NHKの受信料はNHKの維持・運営のための国民の特殊な負担金であり、契約義務はあるものの罰則規定はない（二〇〇七年四月現在）³⁷。二〇〇五年度の徴収率は七〇％程度に止まっていた、やや不払いが減少したというものの、依然として公平負担の原則が損なわれていることが問題視されている。

NHKの受信料義務化法案は、支払いを義務化する見返りに総務相が求めた二割値下げの金額が一二〇〇億円に上ることからNHK

36 受信許可料は無線電信法に基づくもので、テレビモニターを設置する際に必要な免許の発行手数料である。料金は文化メディアスポーツ相が大蔵省の同意を得て決定する。

37 放送法第三十一条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

が応じなかったため、二〇〇七年春に閣議決定された放送法改正案からは外された。(このことでNHKと交渉にあたった放送政策課長が総務相によって更迭されるという異常な事態も起きた)。

NHKが批判されることの一つに受信料収納に掛かる経費がある。平成十九年度はその経費を七六〇億円と見込み、予算全体の一二％強を占めている。公平負担の原則が失われれば、受信料制度そのものが成立しない。五七〇〇人に上る委託集金人や年間六〇〇〇万回に上る集金のための訪問が営業コストを上昇させるというジレンマがある。世帯の移動を把握するシステムがないことも問題である。電気やガス、水道といったライフラインは供給を止められるから移動を連絡せざるを得ないが、払っても止められない受信料のために、住所変更をNHKに連絡しようとはしない。

イギリスでは、BBCの受信料収納のために郵便局のファイルを活用すること、電気店やレンタル店からのテレビ購入者や貸出し者の情報を受け取ることが法的に担保され、不払いには刑事罰がある。フランスやドイツでは、住民票の登録データが活用されている。韓国では受信料を電気料と一括して集金する方法がとられている。

受信許可料以外の収入

BBCの受信許可料以外の財源としては、国際放送への政府の助成金と関連子会社からの収益がある。BBCの関連会社の商業活動は放送の出版化やレコード・カセット・CD・ビデオ化などで、その利益のうち一億六〇〇万ポンドが受信許可料収入の補完に当てられている。〇四年の関連会社の売上高は一八〇〇億円、利益

は三三六億円である。後に触れる『放送白書』では「BBCは今後も、商業サービスからの収益によって、受信許可料値上げを押しやるべきであるが、その商業サービスの範囲はBBCの公共的目的に合致し、BBCというブランドを保護し、市場を歪めないこと。公共サービスと商業活動の経理を完全に分離すること」などを指示している。

NHKの平成十九年度予算で見込まれる副次収入額は(括弧内平成十八年度)、

番組使用	五八、六億	(六一、七億)
テキスト出版	七、二億	(八、〇億)
技術協力	一四、六億	(九、三億)
施設利用	二〇、三億	(二〇、八億)

で総額一〇〇億円弱である。なお、関連子会社(株式会社二十七八社)の平成十六年度の総売上高・事業収入の合計は二五三〇億円、当期純利益は八九億円であった。

特許状下付までのプロセス

特許状下付までのプロセスを見ると、特許状と協定書の期限が切れる三年前からBBC改革についての議論は始まっている。その経緯を辿ると竹中前総務相が嫌った「アリーナ(衆人監視)」状態で議論は繰返されている。

二〇〇三年九月、政府はテリー・バーンズ卿(総合金融アドバイザー、ナショナル社会長)をインディペンデント・アドバイザー(政府から独立した助言者)に任命し、BBCの将来に関する意見集約を開始した。バーンズ・パネル(バーンズ卿を委員長とする調査委員会)は、政府による国民の意見や世論調査から提起された問題につ

いて議論する公開セミナーを主宰した。セミナーは「BBCの公共的価値」、「BBCの財源」といったテーマ別に十二回行われ、BBCの経営委員長や会長、民放のトップ、学識経験者が必要に応じて招聘された。

二〇〇四年十二月三日の最終セミナーを前に、十二月一日、バーンズ委員会から議論の材料として報告書（Independent panel on BBC Charter Review）が提出された。その内容は「セミナーを通じて受信許可料制度の継続が全般的な支持を得た」としたものだ。長期的な展望としては、「受信許可料が現状のまま維持されることは困難で、将来は他の財源（有料放送や広告収入）などとの組み合わせなども検討されるべきだ」として、「完全デジタル化（二〇一二年を予定）移行後に、BBCの財源は再検討されるべきだ」という見解を示した。

そのほか、報告書には「経営委員会の改革、ハイブリッド型役員会（既存の経営委員会とBBC執行部がそれぞれ別の役員会を持ち、経営委員会はBBCによる公共サービス義務の決定などの規制機関に近い役割を持たせ、執行部の役員会は企業統治に責任を持つ）の提起」などが盛り込まれた。

二〇〇三年十二月、バーンズ委員会と平行して文化メディアスポーツ相が政府試案「BBCの特許状の見直し」³⁸を提示し、BBCについて国民的な議論を開始することを発表して、改革に至るスケジュールを示した。その試案については二つの異なる方式（政府が委託したフォーカス・グループ対象と十六歳以上二〇六八人のランダム面接調査）での世論調査が行われた。調査を担当したのは

二〇〇三年に新設された放送と通信分野を担当する「放送通信庁」であった。

この調査では「受信許可料は次の特許状の期間、最善であるか？」というような質問も含まれていた。答えは単独財源として受信許可料を支持するもの二九％。有料放送を支持するもの九％であった。受信許可料を支持する人々の理由は、この財源によって国民すべてがBBCの株主になるということであった。広告を財源とすることは二〇％が支持したが、政府に寄せられた意見では大多数がこれに反対した。

調査に加えて政府に寄せられた五千通を超えるインターネットや文書による意見も参考にされた。メディア研究者、ジャーナリスト、有識者による討論会も開かれた。こうしてヒアリングに努めた結果を取り纏めたものが二〇〇四年七月二十日に公表された。

二〇〇四年六月二十九日には、BBCは特許状更新に向けての公約ともいべき将来ビジョン「公共的価値の構築」を発表した。そのマニフェストには「完全デジタル化の推進、公共的価値に対する新たな評価システムの導入、資源のロンドン集中を排して地方移転を進める、視聴者に開かれた公共放送、経営委員会と理事会の役割の明確化」などが盛り込まれた。

二〇〇五年三月、BBCの在り方に関する『グリーンペーパー』（政府試案）が作成され、それに基づいて、再びヒアリングが継続された。

この試案では、BBCの財源として、三つの選択肢について検討されている。

第一は政府からの交付金（Government Funding）である。この場合は政府からの独立を脅かされかねない。また、政府予算の査定に

組み込まれることから、財政の安定性が損なわれる。

第二は広告料とスポンサー (Advertising and Sponsorship) 方式の導入である。これについては世論調査の回答者の六〇%から「広告が番組を楽しむ上での妨げになる」と強い反発があった。また、五二%が広告やスポンサー依存によってBBCの独立性が失われるとも回答した。

第三の財源調達方式は有料契約方式 (Subscription) である。これに対する主な反論はユニバーサル・アクセス (誰もが視ることができる) を損なうということであった。料金を支払えばサービスを得ることができるが、支払うことのできない低所得者層が排除され、誰でもが公平に視聴することができないというものであった。

以上三つの財源調達方法と比較・検討した結果、とりあえず、受信許可料を最善の財源調達方式として継続することが望ましいと結論づけている。受信許可料制度の支持者の論拠は、すべての世帯が対等のステークホルダー (as equal stakeholders) 複数のものが所有権を主張している財産を保持している利害関係のない第三者・出資者・株主) として、BBCに対して存在し得るということにある。

BBCはこう答えている。「受信許可料はデジタル世界でも生き続けるだろう。将来BBCの財源調達方式は変わり得るが、それが公益にかなうものではない。有料放送 (Subscription) への移行は公共的価値としての源泉の一つである普遍性 (Universality) を失わせることになる。受信許可料制度は政治的商業的な影響力に対するBBCの独立性を保証するものだ」。

『グリーンペーパー』はデジタル化で多チャンネル化する中でも、国民が必要とするBBCを政府から独立した存在にするための条件とは何かについて触れている。それは、

一、一〇年間有効の特許状の付与

二、財源としての受信許可料の維持

三、現行サービスの維持

四、経営委員会を廃止して、BBCトラスト (BBC Trust) と執行役員会 (Executive Board) によるガバナンスの再構築であった。

二〇〇六年三月、政府の方針を纏めた『ホワイトペーパー』(放送白書) が発表された。この白書「すべての人に公共サービスをデジタル時代のBBC」には、「経営委員会を廃止してBBCトラストと執行役員会の二つの組織を設置する」ことが明記された。BBCの事業規模が拡大するにつれ、放送の専門家集団ではない非常勤の経営委員会は執行部を追認する影の薄い存在となっていたことは事実である。本来、最高の意思決定機関であるべき経営委員会がお飾りの存在となつて、会長以下の執行部に取り込まれてしまったという批判が絶えなかった。

経営委員会をBBCトラストに

今次改革では、国民の利益の受託者としてのBBCトラストと執行機関としての執行役員会という二者の役割を明確に区分しようとした。トラストはオフィス系をBBCの外に構え、専属の事務局スタッフを置いた。視聴者の代表として位置づけられたBBCトラストは、BBCの最高意志決定機関である。BBCトラストの構成員 (Member of Governor) 十二名は、経営そのものに責任を持ち、BBCの会長以下の執行役員会を支配する立場にある。BBC会長を選出するのもトラストの重要な役割である。

BBCトラストは公共的サービスと商業的サービスを含めたすべ

での業務について、戦略を策定し、その実績を監視し、コンプライアンスの役割を担い、「執行役員会」は（社外から役員を四人以上、または役員数の三分の一以上で半数未満という構成にして）「BBCトラスト」が設定した枠組みの中で業務を執行する。

初代BBCトラスト会長には経営委員長を務めたマイケル・グールド氏が就任する予定であったが、〇六年十一月BBCのライバルともいえるITVへの移籍が決まったので、構成員の一人であるバルチャ博士が会長代理を務めている（〇七年三月現在）。初代執行役員会会長にはBBC会長のマーク・トンブソン氏がそのまま就任した。

BBCトラストはBBCが持つすべての波とオンラインサービスBBCiに対して、「サービス免許」を執行委員会に発行する。そのサービス免許はBBCの新しい公共的目的に沿うものでなければならぬ。すなわち、市民性と市民社会の維持、教育と学習の促進、創造性の刺激と文化の育成への寄与、全国・各地方を代表、イギリスと世界との架け橋、デジタル移行を達成することである。免許を発行する前には、すべてのサービスについて視聴者から意見募集を行う。それにより視聴者はBBCに何が期待できるかが明確になり、執行役員会は個々のサービス提供についての説明責任を負わなければならないようになった。

娯楽をBBCの中心に

もう一つグリーンペーパーから白書への移行の過程で、政府が新たに付け加えたことがある。それは「娯楽の重要性」である。ジョウエル担当相は「娯楽をBBCの任務の中心に据える」と議会で発言した。娯楽番組の重要性を強調し、BBCの公共的目的に「国民

を楽しませること」を加えるべきであり、BBCはコメディやドラマを提供すべきだという国民の要望に応えたのである。

BBCは娯楽番組から撤退するべきだ、BBCは商業放送では作ることのできない番組（文化や教育）だけに限定すべきだという商業放送の事業者などの主張に答えたものでもある。ただ、視聴率競争に走るべきではないというクギを刺すことも忘れなかった。すくなくとも向こう十年間、良質なエンターテイメントはBBCにとつて欠くことのできないコンテンツであることが認められたのである。

BBC自らの手による改革

あるべきBBC像が政府主導で議論されている最中、BBCは自らの手になる改革を実施していった。

二〇〇四年一月、イラク報道の責任を取って経営委員長とダイク会長が辞任した後、マーク・トンブソン新会長は新たに経営委員会事務局を設置して、四十人におよぶ専属スタッフを置いた。経営委員会はホームページを立ち上げ、議事録を公開するなどして開かれた委員会を目指し、視聴者の意向吸収に努めた。さらに委員会は事務所を別の建物に移し、執行部からの独立性を高めた。

この他、三年間で二九〇〇人の人員削減。関連会社の整理・縮小。イングランドのマンチェスターへ第二放送センターを建設して、ロンドン本部への一極集中を改める。番組制作委託比率を最大五〇%まで拡大するなどの改革案を打ち出した。

これらの改革に対して、ダイク前会長は「外部の批判を躲かすための行き過ぎた屈辱的な改革ではないか」とコメントし、特に外部制作委託の拡大は、一部放送関連プロダクションからは歓迎されたが、BBC内部の空洞化を招くとの批判も浴びた。

NHKは現在の公共放送の枠組みを維持した上での経営改善策を発表している。平成十八年度から二十年度に至るNHK三カ年経営計画の「中期経営計画」では、公共放送にふさわしい財源は受信料であり、スクランブル化は避けるべきだとして、サーバー型放送などの利用者が限定される新サービスには、利用に応じた財源を検討すべきだとしている。とりあえず三カ年は「テレビ五波、ラジオ三波」の維持。放送が完全デジタル化される平成二十三年に向け、衛星放送のチャンネル数整理の検討、経営委員会の監督強化、職員の一〇%削減、携帯端末向け放送、サーバー型放送などの新サービス開始などを予定する。³⁹

総務相の主張する受信料義務化に伴う料金の二割値下げには応じず、〇七年秋までにプランを出すとしている。

BBCの海外発信

イギリスのラジオ国際放送は古く、一九三一年から始まり、「エンパイア・サービス」と呼ばれた。これに象徴されるように、本土と海外自治領・植民地を結ぶ放送であり、パクス・ブリタニカ（大英帝国）による平和の維持がその目的だった。現在のラジオ「BBCワールドサービス」は英語と四十三の言語で一億四千万の視聴者に配信されている。財源は政府助成金（約九〇%を占める）であるが、戦時においても政府のプロパガンダに随することなく、独自の編集方針を貫いた報道姿勢から、敵国もこれを聴取していて戦況を知ったという。

BBCの国際放送はその報道の正確さ、独立性、番組の質の高さから世界で最も信頼されるメディアとしての地位を保っており、臨戦体制にある国家や情報過疎に悩む発展途上国で、「BBCワールドサービス」はライフラインの役割を果たしている。

TVの国際放送は「BBCワールド」である。これには政府助成金がなく、BBCの子会社によって商業ベースで運営されている。一日二十四時間の英語によるニュースと報道番組を放送し、日本を含む一八七カ国と地域に配信されている。この他「BBCプライム」というドラマ・コメディのチャンネルがスクランブル方式でヨーロッパを中心に配信されている。

我が国の国際放送の強化については、小泉発言を受けて、竹中懇談会でも「テレビとIPによる英語国際放送を早期に開始。編集の独自性を確保しつつNHKの子会社を設立して国際放送を実施すること。その際、財政支援も検討する必要がある」としているが、その編集権がどこにあるのかについては明確ではない。

外国人向けの英語によるTV国際放送は、その視聴対象から受信料に財源を求めることは難しい。しかし、国策放送として税金を使う政府のプロパガンダ放送、総務相が命令を下して実施させる国際放送に随っては、世界で視聴されるとも思えない。

BBCの国内放送

NHK改革では保有チャンネル数の削減が議論された。竹中懇談会は「現行保有する八チャンネルは多過ぎる。五チャンネルにスリム化すべき」とし、民間解放会議もそれを支持したが、BBCのサービスと比べると、NHKの現行チャンネルはむしろ少な過ぎるといえよう。

39 『NHKの新生とデジタル時代の公共性の追求 平成十八年度～二十年度 NHK経営計画』 日本放送協会 二〇〇六年一月

BBCの国内放送

アナログとデジタルTV (地上波)	
BBC 1 デジタル同時	総合編成
BBC 2 デジタル同時	専門的な関心に応える
デジタルTV (地上波)	
BBC 3	若年層 (16～34歳) 向け総合編成
BBC 4	文化芸術、科学、歴史、時事、ドキュメンタリー
C BBC	6～13歳の学童向け
C Beebies	5歳以下向け
BBC NEWS 24	24時間ニュース
BBC PARLIAMENT	国会・地方議会中継

音声放送 (地上波アナログ・デジタル共通)	
BBC Radio1	若者向けポップスとロック
BBC Radio2	熟年向け軽音楽、娯楽
BBC Radio3	クラシック音楽
BBC Radio4	総合編成のキー・ステーション
BBC Radio5 Live	ライブ ナマのニュースとスポーツ24時間放送
音声放送 (地上波デジタル単独)	
1 Xtra	エクストラ 黒人音楽が中心
Five Live Sport Extra	スポーツ中継
BBC 6 Music	ロック・ポップスからクラシックまで
Network Z	コメディ、ドラマ、子ども向けマガジン
BBC Asian Network	アジア系住民向け
BBC 7	コメディ・ドラマなどの娯楽
BBC World Service	海外向け英語放送の国内放送
双方向	
BBC i	インターネットのウェブ サイトや双方向テレビ
Yoo Play	無料のテレビゲーム24時間 サービス懸賞付き
Teletext	文字多重放送

視聴者は果たしてNHKのチャンネル数の削減を望んでいるのだろうか？ 同じ料金であれば選択枝は豊かなほうが良い。議会中継を中心とする「BBCパラメント」のようなチャンネルは我が国でも必要ではなかるうか？ 現在、実施されているNHKの国会中継は本会議や予算委員会が中心であり、取り上げられない委員会の方が圧倒的に多い。地方議会に至ってはTV中継は皆無に近い。総務委員会もNHKの予算審議の時のみ録画中継され、衆参両院とも総合テレビ、衛星第二、ラジオ第一の三波同時放送で、二三時四〇分から明け方四時（衆議院）から五時（参議院）近くまでの深夜編成である。⁴⁰（本来、議会中継専門波があれば、このような深夜編成は避けることができる。こうした深夜編成は開かれたNHKを視聴者にアピールする機会を逃しているように思われてならない。一方、大リーグのレッドソックスとロイヤルズ戦は松坂投手の初戦とあってか、深夜のナマ放送だけでは足りず定時ニュースを飛ばしてまで再放送しているのである）

このような編成を避けるためには議会中継をIPネットで流すなどの工夫が必要となる。国会での審議は議事録がネットで公開されるので文章で辿ることができるが、たとえば総務委員会での各委員の質問に対して、総務相とNHK会長がどのような表情で聞いているか、そうした微妙なニュアンスは映像で知るしかない。また、録画ではNHKが都合良く編集したのではないかとという疑念が生ずる恐れもある。

何もBBC並みの波を持つということではないが、BBCはNH

40 平成十九年度のNHK予算を審議した総務委員会の様子を伝える放送は、衆議院が三月十五日二時四〇分～三時五六分まで三波出し、参議院が三月二十七日二時四〇分から五時二一分までオンエアされた。

Kとさして違わぬ予算でこれだけの放送をしているのである。

送り手の側としても、一つの情報素材を多岐に活用する (One Source Multi-outlet) 効率的なコンテンツ制作が求められる。単純にチャンネル保有数が組織の肥大化やスリム化に結びつく世界ではない。視聴者のNHK批判はそのガバナンスにあつて、保有チャンネルの多寡ではない。

チャンネル数の問題は我国の電波行政との整合性にある。完全デジタル化に合わせて、有限な電波をどこまで放送に割当てるのが適正なのか？ NHK民放を含めた検討が必要とされよう。携帯の普及で通信の分野での電波が窮屈な状況にあることも確かである。〇七年九月末には、BS hiのアナログを停波することが、総務省の方針で決定している。衛星三波のうちBS 1、BS 2、BS hi (デジタル) の役割分担を一層明確にする必要がある。さらに放送波とブロードバンドのインターネットとの役割分担を視野に入れた新しい枠組が検討されるべきであろう。

政府・議会との確執

BBCでは、経営委員会 (現トラスト) の委員の選出は立候補制である。理由はBBCの公開性と透明性の確保にある。一九九七年、政権の座についてブレア首相は任期切れとなる三人の経営委員の選出にあたり公募制とした。公募要項が新聞に掲載され、自薦他薦の四〇〇人の応募者があつたと聞くが、労働党上院議員 (男爵) 夫人、学者、労働組合幹部の三人が選ばれた。映画『炎のランナー』や『キリング・フィールド』のプロデューサーとして知られ

るデイヴィッド・パットナム氏もこの時公募に応じて注目されたが、一部に反対者がいて選ばれることはなかった。

BBCの (執行役員会) 会長も公募である。BBC内外を問わず公募に応じた候補者の中から経営委員会が選抜する。イラク報道で責任を取らされ、辞任したグレッグ・ダイク前会長 (現ヨーク大学学長) も自ら立候補して会長の椅子を獲得した。彼はそれまでいくつもの民放やプロダクションを立て直した辣腕プロデューサーであり、経営者であつたが、BBCを受験して入局に失敗した経験はあるものの職員として働いたことは一度もなかった。彼はBBC会長に相応しいルックスのためにあご髭を剃り落して会長の座を目指したという逸話を自伝に記している。BBCの会長に誰がなるかが「賭け」の対象になつているのもイギリスらしい。

NHKの経営委員会については放送法第十三条で経営委員会の設置および権限が定められている。⁴² 委員は両院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、経営委員長は委員の互選による。⁴³ NHK会長の任命権・罷免権、収支予算・決算、事業計画及び資金計画など主要な業

41 『ザ・ガーディアン』(〇七年二月十四日) によれば、トラスト移行に伴い、デイヴィッド・パットナム氏の去就が再び注目されたが、立候補しなかったとある。

42 放送法第十六条 (委員の任命) 委員は、公共の福祉に関して公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。放送法第二十七条 会長は、経営委員会が任命する。

43 前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員九人以上の多数による議決によらなければならない。

44 放送法第十三条 協会に経営委員会を置く。

第十三条 2 経営委員会は、協会の経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する。

務は経営委員会の議決が必要である。

BBCが国家権力と対峙し、屈することなく自らの主張を貫き、会長の首を挿げ替えられながらも公共放送として国益よりは公益に徹して戦ったことは、その歴史が証明するところである。

一方、NHK会長が辞任に追い込まれたケースを辿ると、郵政次官から会長となった小野吉郎（在任期間一九七三～七六）は保釈中の田中角栄元総理を見舞い、その見識のなさを問われ辞任。財界から起用された三井物産元社長池田芳蔵（一九八八～八九）は、通信委員会で英語の答弁をして辞任。後を継いだNHK政治部記者出身の島桂次（一九八九～九一）も同委員会で女性問題が絡んだ虚偽答弁をして辞任。一代置いて、同じ政治部記者出身から会長に就任した海老沢勝二氏（一九九七～二〇〇五）は一連の不祥事の責任とその判断ミスから辞任に追い込まれた。

しかし、これは単にNHK内部だけの問題ではない。かつて経営委員のポストが国政選挙出馬へのキャリアパスとして使われたり、財界出身の経営委員長が同じ財界からNHK会長を選んで失敗したり、NHK会長人事は時の権力者や与党の派閥によって左右されたこともあった。

NHK会長の任免権が経営委員会にあり、経営委員会の任命権が内閣にあることから、その任命責任が問われるところである。

参考文献

- 井上達夫編 『公共性の法哲学』二〇〇六年十一月 ナカニシヤ出版
 稲葉一将 『放送行政の法構造と課題 公正な言論空間の変容と行政の公共性』二〇〇四年 日本評論社

玄武若 「インターネットとメディアの公共性 黄馬錫現象から見る世論と政治」『現代思想』二〇〇六・三

斎藤純一 『公共性』二〇〇五年 第十一版 岩波書店

『世界』SEKAI二〇〇五・七 岩波書店

高島秀之 「デジタル時代の公共放送論Part1-3」『IT News Letter vol.2 no.3』

二〇〇六年秋 文科大学大学院情報学研究科

田原茂行 『視聴者が動いた 巨大NHKがなくなる』二〇〇五年七月 草

思社

辻正次 「NHK」約束「評価の方法と考え方」NHK放送文化研究所『放送

送研究と調査』二〇〇七年一月日本放送出版協会

林紘一郎 『情報メディア法』二〇〇五年四月 東京大学出版会

湧口清隆 内山隆 「伝送路の多様化時代における放送の公共性 放送用コ

ンテンツの「価値財」的側面から」『公益事業研究 第五十四巻第一号』

養葉信弘 『BBCイギリス放送協会 パブリック・サービス放送の伝統』

二〇〇三年 東信堂

養葉信弘 『ケリー博士の死をめぐるBBCと英政府の確執—イラク文書疑

惑の顛末—』二〇〇四年九月 東信堂

森嶋通雄 『サッチャー時代のイギリス』岩波新書 49 一九八八年

渡邊真次 「BPOの新委員会に期待する」『月刊民放』二〇〇七年六月号

V A W W N E T ジャパン編 『NHK番組改変と政治介入女性国際戦犯法

廷をめぐる何が起こったか』二〇〇五年六月 世織書房

BBC annual Report and Accounts 98/99 2001/2002

The BBC Beyond 2000, 1998, BBC

The Economist July 26th 2003, "Blair: the BBC and the war"

Krauss Ellis "Broadcasting Politics in Japan: NHK and Television News" 2000 by

- Cornell University Press (Z H K VS 日本政治 後藤潤平訳 東洋経済)
- Dyke Greg "Inside Story" 2004, Shell Land Associates Ltd, London (グレンツ・ダイク『真相』イラク報道とBBC 平野次郎訳 日本放送出版協会)
- World Radio and Television Council, "Public Broadcasting, Why? How? 2001"*
- Journalist March 2004, "Leave the BBC alone Outrage at the aftermath of Hutton report"
- The SPECTATER, 20 September 2003, "Reform the BBC, Don't kill it"
- Centre for Policy Studies, 1991, "better BBC: Public Service Broadcasting in the '90s"
- Review of the BBC's Royal Charter*